

第3節 通商政策局	209
1. 世界経済の動向	209
2. 国際経済協力	209
2. 1. アジア太平洋経済協力（APEC）	209
2. 2. G7サミット、G20サミット	212
2. 3. 経済協力開発機構（OECD）	214
3. 世界貿易機関（WTO）、経済連携協定（EPA/FTA）、投資協定	214
3. 1. 世界貿易機関（WTO）	214
3. 2. 経済連携協定、投資協定	221
4. 新興国戦略	225
5. 二国間関係	226
5. 1. アジア大洋州各国関係	226
5. 2. 米州関係	230
5. 3. 欧州・ロシア関係	232
5. 4. 中東アフリカ諸国関係	235
6. 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）	238

第3節 通商政策局

1. 世界経済の動向

主要国経済の動向を見てみると、米国経済は、ドル高、原油安等の影響を受け、輸出および設備投資は減速したが、個人消費は緩やかな拡大を続け、2015 年の実質GDP成長率は2.4%を記録した。米連邦準備制度理事会(FRB)は、2015 年 12 月、労働市場の改善およびインフレ率が上昇していくとの見通し等を背景に、7 年間にわたったゼロ金利政策を解除した。ユーロ圏経済は 2014 年半ばに景気回復が腰折れし、2015 年 1 月に国債購入を含む量的緩和の実施が決定された。2015 年半ばにはギリシャの資金繰りが再び取り沙汰され、金融支援と引き換えにギリシャの財政緊縮が合意された。2016 年初頭には、マイナス金利(2014 年 6 月導入)等を背景に銀行の収益力が低下する中、ユーロ圏の金融機関の体力に対する懸念が高まった。2015 年半ば以降外需は鈍化しているものの内需は堅調であり、2015 年のGDP成長率はユーロ圏 1.6%、英国 2.2%。また中国経済は、過剰生産能力問題等を背景に、固定資産投資の減速や消費の伸び悩み等から、景気は緩やかに減速しており、2015 年の実質GDP成長率は6.9%となった。

また、2016 年 4 月時点で IMF が発表した世界経済見通しの中では、世界経済の成長は続いているがそのペースは緩慢で、様々なリスクに一段とさらされているとし、成長を支えるためには、構造・財政・金融の 3 本柱による積極的かつ早急な政策アプローチが必要であると強調した。世界の実質GDP成長率は、2015 年は 3.1%と、2014 年の 3.4%から 0.3 ポイント下落しており、今後の見通しについても、2016 年は 3.2%、2017 年は 3.5%と、前回 1 月時点の見通しから各々 0.2 ポイント、0.1 ポイント下方修正した。

IMFの主要国・地域の実質経済成長率の見通し

	2014年	2015年	今回見通し (2016年4月)		前回(2015年1月) からの変化	
			2016年	2017年	2016年	2017年
世界	3.4	3.1	3.2	3.5	-0.2	-0.1
先進国・地域	1.8	1.9	1.9	2.0	-0.2	-0.1
米国	2.4	2.4	2.4	2.5	-0.2	-0.1
ユーロ圏	0.9	1.6	1.5	1.6	-0.2	-0.1
ドイツ	1.6	1.5	1.5	1.6	-0.2	-0.1
フランス	0.2	1.1	1.1	1.3	-0.2	-0.2
イタリア	-0.4	0.8	1.0	1.1	-0.3	-0.1
スペイン	1.4	3.2	2.6	2.3	-0.1	0.0
日本	0.0	0.5	0.5	-0.1	-0.5	-0.4
英国	2.9	2.2	1.9	2.2	-0.3	0.0
カナダ	2.5	1.2	1.5	1.9	-0.2	-0.2
新興市場及び途上国・地域	4.6	4.0	4.1	4.6	-0.2	-0.1
ロシア	0.6	-3.7	-1.8	0.8	-0.8	-0.2
中国	7.3	6.9	6.5	6.2	0.2	0.2
インド	7.3	7.3	7.5	7.5	0.0	0.0
ASEAN-5	4.6	4.7	4.8	5.1	0.0	0.0
ブラジル	0.1	-3.8	-3.8	0.0	-0.3	0.0
メキシコ	2.3	2.5	2.4	2.6	-0.2	-0.3
中東・北アフリカ及び中東・北アフリカ	2.8	2.5	3.1	3.5	-0.5	-0.1
南アフリカ	1.5	1.3	0.6	1.2	-0.1	-0.6

備考：①インドは全幹年ベース、成長率は市場価格ベースの値。
② ASEANはインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム。
資料：IMF「World Economic Outlook April 2016」から作成。

2. 国際経済協力

2. 1. アジア太平洋経済協力 (APEC)

APEC (Asia-Pacific Economic Cooperation) は、日本とオーストラリアが主導して 1989 年に創設した、アジア太平洋地域の持続的発展に向けた地域協力の枠組みである。発足時には 12 であった参加国・地域は徐々に拡大し、2016 年 3 月現在では 21 か国・地域が参加しており、世界全体のGDPの約 55%、世界貿易額の 44%、世界人口の 40%を占めている。アジア太平洋地域における自由で開かれた貿易・投資の実現に向けて、ビジネス活動の円滑化や経済・技術協力などの取組を推進している。

APECは、参加国・地域の自主性を重んじ、域外に対しても貿易・投資の自由化・円滑化の成果を分け合うことを目的とした「開かれた地域主義 (open regionalism)」を標榜しており、また、NAFTA (North American Free Trade Agreement : 北米自由貿易協定) 諸国、ASEAN 7 か国、ロシア、中南米をも含む広範な地域をカバーしていることから、地域統合間の連携としての側面も持っている。

(参考) 2016 年 3 月現在の APEC メンバー

(*は発足時の 12 メンバー)

- ・ASEAN (フィリピン*、インドネシア*、マレーシア*、タイ*、シンガポール*、ブルネイ*、ベトナム)
- ・米州 (米国*、カナダ*、メキシコ、チリ、ペルー)
- ・オセアニア (オーストラリア*、ニュージーランド*、パプアニューギニア)
- ・その他 (日本*、韓国*、中国、中国香港、チャイニーズ・タイペイ、ロシア)

(1) 分野別大臣会合

(ア) APEC 貿易担当大臣会合

2015 年 5 月 23 日及び 24 日、フィリピン・ボカライにおいて APEC 貿易担当大臣会合 (MRT) が開催された。我が国からは、宮沢経済産業大臣及び蓮舫外務大臣政務官が出席し、多角的貿易体制の支持や地域経済統合の進展、中小企業の地域・世界市場への参画推進などについて、精力的に議論を行った。

多角的貿易体制の支持については、「バリ合意」の実施、貿易円滑化協定 (TFA) の早期発効の重要性、ドーハ・ラウンド交渉 (DDA) の妥結に向けた作業計画策定等に

つき議論が行われた。また、アフリカで初めての開催となる 2015 年末のケニアでの MC 10 の開催を歓迎し、I T A 拡大、環境物品自由化などのプल्ली交渉についても、その重要性について多くの発言があり、特に I T A 拡大交渉については、交渉参加国に対し速やかに品目合意に至るよう促した。

また、地域経済統合の進展については、「アジア太平洋自由貿易圏 (F T A A P) 実現に向けた A P E C の貢献のための北京ロードマップ」において立ち上げに合意した「F T A A P 実現に関連する課題にかかる共同の戦略的研究」の進捗、F T A A P の実現に向けた議論や地域経済統合に向けた地域貿易協定・自由貿易協定 (R T A s / F T A s) の役割について議論が行われた。さらに、我が国から、質の高い成長と持続可能な開発の実現の観点から、インフラ投資の望ましいあり方を模索するための調査を実施しており、地域における質の高いインフラ投資促進を通じた連結性の強化に貢献する旨を表明した。

中小企業の地域・世界市場の参画促進については「零細・中小企業 (MSME s) のグローバル化のためのボラカイ行動アジェンダ」の策定等、零細企業及び中小企業の地域・グローバル市場への参画の促進、昨年为首脳会議で採択された「グローバル・バリューチェーンの発展と協力のための戦略ブループリント」実施の進捗状況等につき議論が行われた。さらに、我が国からは、「零細・中小企業 (MSME s) のグローバル化のためのボラカイ行動アジェンダ」のとりまとめを支持するとともに、A P E C 地域の中小企業の更なる飛躍を実現するため、A P E C 地域のシームレスな中小企業金融環境の整備の促進や、電子商取引の発展を促す施策の推進の重要性を指摘した。

また、2014 年に取り纏められた「グローバル・バリューチェーンの発展と協力推進のための A P E C 戦略ブループリント」に基づき、グローバル・バリューチェーン (G V C s) の自然災害に対する強靱性の向上のため、途上エコノミーの投資環境整備、及び地場企業の事業継続性の観点から、ガイドブックを策定することを提案し、これらの日本のイニシアティブに対しても、参加エコノミーから高い評価が示された。

(イ) A P E C 中小企業大臣会合

2015 年 9 月 24 日から 26 日の日程で、フィリピン・イロイロ市において、第 22 回 A P E C 中小企業大臣会合が

開催され、我が国からは関経済産業大臣政務官が出席した。

「グローバル市場における中小企業の組み込み」をテーマに、21 エコノミー及び国際機関等の参加を得て議論を行い、大臣宣言及び「あまねく広がる開発に向けたグローバル零細・中小企業育成のためのイロイロ・イニシアティブ」が取りまとめられた。

(ウ) A P E C 第 12 回エネルギー大臣会合

2015 年 10 月 13 日、フィリピン・セブにおいて、第 12 回 A P E C エネルギー大臣会合が開催され、我が国からは上田経済産業審議官が出席した。「エネルギー・レジリエントな A P E C 地域の実現に向けて」をテーマとし、エネルギーの強靱性、エネルギー効率の向上、クリーンエネルギーの推進、貿易・投資の促進について議論が行われ、成果文書として「セブ宣言」が採択された。

(A) A P E C 連結性ブループリントにおける 2014 年の首脳のコミットメントを踏まえつつ、エネルギー安全保障や持続可能な発展を促進する上で、エネルギーの強靱性が重要であることが確認された。

(B) A P E C 地域において質の高い電力インフラを普及させることを目指す「質の高い電力インフラ・イニシアティブ」の立ち上げが歓迎され、事務方に対して電力インフラの質を担保するために考慮すべき事項をまとめたガイドラインの作成が指示された。

(C) 石油・天然ガスの供給途絶時の対応能力を強化するため、「A P E C 石油・ガス・セキュリティ・イニシアティブ」を継続することが確認された。

(2) 閣僚会議

閣僚会議は、首脳会議の直前に開催される経済・貿易担当大臣及び外務大臣による会議のことである。分野別の大臣会合 (貿易、エネルギー、中小企業、電気通信・情報産業等) などから、その年の議論の内容について報告を受け、成果を確認するとともに、今後 A P E C 参加エコノミーが重点的に取り組むべき課題について議論が行われ、共同閣僚声明が発出される。

(ア) 第 26 回 A P E C 閣僚会議

2015 年 11 月 15 日から 17 日にかけて、フィリピン・マニラにおいて A P E C 閣僚会議が開催された。我が国からは林経済産業大臣及び岸田外務大臣が出席し、経済統合を通じた包摂的成長、持続可能かつ強靱なコミュニティを通

じた包摂的成長、多角的貿易体制の支持などについて、精力的に議論を行い、会議の成果として「閣僚声明」が発出された。

経済統合を通じた包摂的成長については、APEC成長戦略に関し、質の高い成長への取り組みを強化する新たな戦略文書を承認、進捗評価報告書の作成を歓迎した。また、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）について、「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現に向けたAPECの貢献のための北京ロードマップ」の進展及び「FTAAPの実現に関連する課題にかかる共同の戦略的研究」の進展を歓迎した。TPP参加エコノミーを中心に、TPPを踏まえつつ、FTAAPの実現に向けて協力したい等との発言があった。さらに、FTAAPの実現のためのサービス分野の取組の重要性を指摘し、日本が主導する「製造業関連サービス」及び「環境サービス」への協力を要請した。

持続可能かつ強靱なコミュニティを通じた包摂的成長については、科学技術、女性の役割強化、災害リスク軽減等の各分野で協力を継続することを確認した。さらに、我が国からは、エネルギーの強靱性に関し、日本の提案により開始される「質の高い電力インフラ・イニシアチブ」に協力していくことを表明し、また、LNG市場の柔軟化を含めたガス・セキュリティのあり方について、APECにおいて議論を深めることが重要であると指摘した。また、グローバル・バリューチェーンの強靱性を向上するため、東日本大震災における日本企業の取組事例を中心とする「APECガイドブック」が取り纏められたことに関し、感謝の意を表明するとともに、来年、日本で開催する能力構築のためのセミナーへの参加を呼びかけた。

多角的貿易体制の支持については、WTOを中心とする多角的貿易体制が世界経済の礎であるとの認識を共有した。その強化のため、保護主義抑止のコミットメントを再確認し、第10回WTO閣僚会議（MC10）の成功の重要性につき一致した。また、情報技術協定（ITA）拡大、環境物品協定等の有志国間交渉の進展の重要性を再確認した。

（3）首脳会議

首脳会議は、APEC参加国・地域の首脳が参集し、その年の成果を確認するとともに、APECが取り組むべき

課題と解決に向けた取組の方向性を議論するものである。年1回開催され、毎回、首脳宣言が発出されている。

（ア）第21回APEC首脳会議

APEC首脳会議（AELM）及び関連会合が、2014年11月18日から19日にかけて、フィリピン・マニラにおいて開催され、我が国からは、安倍内閣総理大臣が出席した。首脳会議では、「地域経済統合の進展」、「中小企業の地域・世界市場への参画促進」、「人材開発への投資」、「持続可能かつ強靱な地域社会の構築」などについて議論を行い、会議の成果として、APEC首脳宣言「包摂的な経済の構築、よりよい世界を目指して アジア太平洋コミュニティのためのビジョン」を採択した。

（A）経済統合を通じた包摂的な成長

APEC成長戦略、多角的貿易体制の支持、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）、連結性、グローバル・バリューチェーンの協力、零細・中小企業の地域・世界市場への参加、サービス分野における協力等について議論された。多くのエコノミーからTPP大筋合意を歓迎すること、また、これを踏まえアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現に着実な一歩が刻まれたこと、第10回WTO閣僚会議（MC10）に向けて精力的な議論を継続すべきであること、昨年の首脳会議で合意された「連結性ブループリント」や「グローバル・バリューチェーン戦略的ブループリント」を着実に実施していく必要があることなどについて意見がだされた。安倍総理からは（1）2020年ボゴール目標の達成に向けて、地域経済統合に取り組むとともに、「成長の質」を確保する必要。この観点から、本年の成長戦略の成果を歓迎、（2）アベノミクスは、第2ステージ。改訂成長戦略の実行等を通じて、雇用・所得増を図る決意であり、「一億総活躍社会」の実現との目標を掲げている。具体的には、アベノミクスの果実を、女性、若者、障害者などに活躍してもらう政策に振り向けていくことで、成長を実現したい。これらにより、強い経済を実現し、地域の包摂的な成長に貢献、（3）大筋合意が成立したTPPにより作られる新たな経済秩序は、FTAAPにおいて、ルールづくりのたたき台となる。RCEP交渉も加速化させたい、という旨を発言した。

（B）持続可能で強靱なコミュニティを通じた包摂的

な成長

人材開発、女性の活躍推進、農村開発、食料安全保障、都市化、エネルギー強靱性、災害対策などについて議論された。安倍総理から、(1)「一億総活躍社会」はアベノミクス第2ステージの重要なキーワード。その実現を目指し、政策パッケージのとりまとめを実施中。(2)自然災害等に対するバリューチェーン強靱性向上に向けた取組や「質の高い電力インフラ・イニシアチブ」を実施中。(3)女性の活躍推進は、地域の更なる経済発展につながるもの。日本は女性の採用・登用を促進する法律の整備、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!)」の開催、女性管理職の割合向上を目指すAPECの取組など通じて、「女性が輝く社会」の実現に貢献。

(C) 首脳会議の成果概要

以上の議論を踏まえ、首脳会議の成果として、APEC首脳宣言「包摂的な経済の構築、よりよい世界を目指して アジア太平洋コミュニティのためのビジョン」が採択され、概要は以下の通り。

a 地域経済統合強化

- ・多角的貿易体制の支持
- ・FTTA P (アジア太平洋自由貿易圏) 実現に向けた取組

- ・グローバル・バリューチェーンの発展・協力

- ・経済技術協力の強化

b 中小企業の地域・グローバル市場への参画強化

c 持続可能で強靱な地域社会の構築

d 人材開発への投資

2. 2. G7サミット、G20サミット

(1) G7エルマウ・サミット

(ア) 日程・場所

2015年6月7日～8日、ドイツ・エルマウにてG7サミットが開催された。

参加国・地域は、G7(日本、イギリス、米国、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、EU)。

(イ) 主な論点

(A) 世界経済、成長、G7の価値観

世界経済の回復継続・リスクへの対処について、G7として前向きなメッセージを発出することにつき一

致した。

安倍総理は、グローバルな視点から、国際社会のガバナンスに責任ある形で対応できるのはG7であるとして、G7の役割を強調するとともに、アベノミクスによる経済の好循環、農業、医療、エネルギー等における岩盤規制の改革の確実な実行、女性登用に積極的な企業の支援等のほか、2015年6月末頃を目途に、成長戦略の改訂を行うことを報告した。

また、世界の膨大なインフラ需要に、「質の高いインフラ投資」をもって応えていくことを主張するとともに、アジア開発銀行(ADB)との連携、今後5年間で約1,100億ドルのインフラ資金の提供を説明した。

(B) 貿易・サプライチェーンにおける基準

貿易については、WTOを中心とする多角的貿易体制の維持・強化及びドーハ・ラウンド交渉の妥結に向けた取組の政治的後押しの重要性を確認するとともに、メガFTA(TPP, EU E PA等)の促進につき議論した。

安倍総理は、TPPの早期妥結及びEU E PAの年内の大筋合意に向けた決意を説明した。

また、自由貿易が成長や雇用の原動力であるとして、新興途上国を含む各国がWTOの下での法の支配を重んじること、G7首脳が保護主義抑止に向け強いメッセージを発出すべきと主張するとともに、WTO貿易円滑化協定の早期発効の期待と、ドーハ・ラウンド交渉(DDA)の妥結に向けたG7各国の一層の努力を要請した。

(C) エネルギー・気候変動

エネルギーについて、安倍総理は、気候変動問題は、世界全体で取り組むべき重要な課題であり、G7で連携して全ての国を新たな枠組みに参加させるよう、全力を尽くす必要があると主張するとともに、温室効果ガスの大幅な削減をリードするため、2030年に2013年比から26%の温室効果ガスの削減を内容とする、野心的な政府案をとりまとめ、2015年7月中下旬頃にも約束草案を提出することを発表した。

この他、産学官のパートナーシップを促進する国際会議(ICEF(アイセフ))の開催や、二国間クレジット制度の推進を説明し、優れた低炭素技術を国際社会に広めることで、温室効果ガス排出削減に貢献して

いく意思を表明した。

また、持続可能なエネルギー安全保障は、世界経済の発展と繁栄の礎であるとして、G7エネルギー大臣会合で合意したハンブルク・イニシアティブを歓迎するとともに、バランスのとれた多様なエネルギー源はエネルギー安全保障の中核であるとして、先日、我が国が2030年に向けたエネルギーミックスの姿を示したことを説明した。特に、優れた安定供給性と効率性を有する原子力を、重要なベースロード電源として活用していく旨表明した。

(2) G20 アンタルヤ・サミット

(ア) 日程・場所

2015年11月15日～16日にトルコ・アンタルヤにてG20サミットが開催された。

参加国・機関は、日本、ロシア、米国、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ブラジル、インド、中国、南アフリカ、オーストラリア、インドネシア、韓国、トルコ、メキシコ、サウジアラビア、アルゼンチン、EU、OECD、IMF、国際連合、世界銀行、WTO、ILO、FSB(金融安定化理事会)であった。この他、スペイン、マレーシア(ASEAN議長国)、ジンバブエ(アフリカ連合議長国)、アゼルバイジャン、セネガル、シンガポールが招待された。

(イ) 主な論点

(A) 世界経済、成長戦略、投資戦略、雇用

世界経済については、成長戦略の実施を通じた強固で持続可能かつ均衡ある経済成長の実現の重要性につき一致した。

安倍総理は、これまで高い成長を達成してきた新興国等に弱さが見られ、特に中国は、過剰生産設備の解消等、構造的な諸課題等の解決に向けた改革努力が求められている旨発言した。

「成長戦略」「雇用」については、アベノミックスの進捗(「GDP600兆円」「人口一億人の維持」の目標、「労働力人口の維持」へのチャレンジ)について紹介した。

「投資戦略」については、2015年5月に公表した「質の高いインフラパートナーシップ」の進捗状況として、①円借款の更なる活用、②ADBとの連携、③質の高いインフラ案件へのリスクマネーの積極的供給につい

て紹介した。

(B) 開発、気候変動

開発については、2030アジェンダの支持・実施、特に低所得開発途上国(LIDCs)への支援の重要性につき一致した。安倍総理から、質の高いインフラの重要性等について発言した。

気候変動については、COP21の成功に向けた強いメッセージを発出することの重要性を確認した。安倍総理から、パリ合意における長期目標の設定、排出削減目標の提出・見直しに関する共通サイクルの創設等の野心向上に向けた仕組み等が必要不可欠である旨発言するとともに、気候変動関連の途上国支援、低炭素技術の開発・普及の促進についても発言した。また、COP21の成功に向けた連携を呼びかけた。

(C) 貿易・エネルギー

貿易については、首脳間で、貿易は経済成長及び開発の原動力であり、WTOは多角的貿易体制の基盤であるとの認識で一致した。また、第10回WTO閣僚会議(MC10)の成功を目指すとともに、保護主義抑止のコミットメントを再確認した。安倍総理は、TPPによって構築される経済秩序は、RCEP、FTAAPのルール作りのたたき台、世界のスタンダードになり、日EU EPA等の交渉の弾みとなる旨発言した。また、過剰生産による市況の悪化が保護主義措置を招いているとの懸念もあり、保護主義措置抑止のコミットメントを再確認し、実践によりWTOの下での法の支配を徹底すべきであると発言した。MC10については、具体的な成果を目指すべきであり、未解決な課題及び時代に即した課題を扱うための新たなアプローチを検討すべきと発言し、更にMC10までのITA品目拡大交渉の妥結に向け努力すべきであると発言した。

エネルギーについては、エネルギー・アクセスやエネルギー効率の向上がエネルギー安全保障上重要であることを確認した。安倍総理は、世界最高レベルの高効率火力発電技術や省エネ機器の普及を通じ、世界のエネルギー効率向上と気候変動対策に貢献すると発言した。また、流動性が高く、透明で競争的な市場の構築は重要であり、特にLNGについては、仕向地条項

の緩和等により、こうした市場の構築を図ることが産消双方の利益になると発言した。

2. 3. 経済協力開発機構（OECD）

（1）沿革

第二次大戦後の欧州各国の深刻な経済的混乱を救済すべきとの米国マーシャル国務長官の提案を契機として、1948年4月、欧州の16か国でOEEC（欧州経済協力機構）が発足した。その後1961年9月に米国及びカナダが加わり、世界的視野に立った国際機関としてのOECD（経済協力開発機構）へ発展的に改組。我が国は1964年に21か国目として加盟。2015年現在、34か国が加盟。

※OECD加盟国：イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、エストニア、スロベニア、日本、米国、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、アイスランド、トルコ、韓国、チリ、イスラエル

OECDの目的は、加盟国間の自由な意見交換及びピアレビュー、統計の整備等を通じて、[a]経済成長、[b]貿易自由化、[c]途上国支援、の3点に貢献すること（OECDの三大目的）である。理事会の下、政策分野毎の約30の委員会で議論が行われるとともに、閣僚理事会が年1回開催される。サミット直前の開催が慣例であり、閣僚理事会における経済成長、多角的貿易等についての議論はサミットの議論に影響を与える。

（2）閣僚理事会

（ア）概要

2015年6月3日～4日、フランス・パリにおいてOECD閣僚理事会が開催され、関経済産業大臣政務官が、中山外務副大臣、佐藤農林水産大臣政務官他と共に出席した。今次閣僚理事会のテーマは、「持続可能な成長と雇用のための投資の解放」。経済金融危機の後、雇用や金融セクターの安定化といった危機の清算のための取組をもう一步進め、持続可能な成長と雇用を実現するための「投資」という要素に正面から取り組んだ。

（イ）主な論点

（A）OECD経済見通し

公表された「OECD経済見通し」（OECD Economic Outlook）は、世界経済の弱さの一因として投資低迷に注目し、経済成長のための投資の促進の重要性について指摘がなされた。世界経済については、過去の回復に比べて緩やかなものととどまるとの見通しを示した。また、日本の実質GDP成長率については、消費税引上げ後の減速からの景気回復、石油価格低下、実質賃金上昇に支えられ、2015年は0.7%、2016年は1.4%に上昇と予測した。

（B）低炭素経済への投資—資源節約、投資のグリーン化

（1）低炭素経済への移行のための政策の調和、（2）気候資金、（3）気候変動適応と水・食料・エネルギーの連関をそれぞれテーマとする少人数会合により議論が行われ、その後、全体会合において、各グループの議論が報告された。

関経済産業大臣政務官からは、経済成長と環境の両立の重要性について、特に、イノベーションこそが温暖化対策の鍵であり、産業界の自主的取組促進、温室効果ガス削減に資する革新的技術開発とその世界への普及について述べた。

（C）貿易と投資

各国からは、貿易円滑化協定（TFA）の早期発効及びWTOドーハ・ラウンド交渉の妥結の重要性について言及がなされるとともに、グローバル・バリュー・チェーン／付加価値貿易（GVC／TiVA）、サービス貿易制限指標（STRI）の有用性や、投資・サービスの自由化、デジタル経済拡大に伴うデータフローの保護等が重要である旨の指摘がなされた。

関経済産業大臣政務官からは、多角的貿易体制の維持・強化に向け、WTOドーハ・ラウンドの年内妥結、経済連携交渉やプल्ली交渉の推進、新興国を中心に再燃している保護主義の抑止が重要である旨述べた。

3. 世界貿易機関（WTO）、経済連携協定（EPA/FTA）、投資協定

3. 1. 世界貿易機関（WTO）

（1）多角的自由貿易体制の要としての世界貿易機関（W

TO)

1948年に発足したGATTの締約国は、過去8度にわたり多角的交渉を行い、自由かつ公正な貿易ルールの策定を目指してきた。数次のラウンド交渉¹を経て、次第に関税削減が実現され、関税以外の貿易関連ルールも整備された。1993年のウルグアイ・ラウンド妥結後は、GATTを発展的に改組してWTO(世界貿易機関)が設立された。

WTOは、それまでGATTが担ってきたラウンド交渉を通じた物品貿易に係る関税及び非関税障壁の削減や予見可能性を高めるための通商ルールの強化・充実に加え、規律範囲を拡大し、新たにサービス貿易、知的所有権の貿易的側面についても対象としている。また、紛争解決機能を抜本的に強化し、GATTに比べて、その対象範囲が拡大し実効性も向上している。

2001年に開始されたドーハ・ラウンド交渉に関しては、2011年12月に行われた第8回WTO閣僚会議(MC8)において、交渉対象全分野²の一括合意が当面困難であることを認め、「新たなアプローチ」を見出す必要性を共有し、進展が可能な分野で議論を進めることが合意された。

その後の交渉を通じて、貿易円滑化、農業の一部、開発が進展可能な分野であるとの共通認識が形成され、2013年12月にインドネシア・バリで開催された第9回WTO閣僚会議(MC9)において精力的な交渉の結果、バリ・パッケージとして合意された。2015年12月にケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議(MC10)においては、農業の輸出競争、開発分野で合意を得るとともに、ITA拡大交渉の妥結をみた。また、閣僚宣言にドーハ・ラウンド交渉について先進国と途上国の双方の主張が両論併記され、時代に即した新たな課題への取組を求める国があることも明記された。

ラウンド交渉以外でも、WTOにおいては、協定(ルール)の実施に係る紛争解決手続が有効に機能しており、新興国を含め、紛争解決手続の活用件数が増加している。また、リーマン・ショックに端を発する世界的な経済危機以降、一部の国では自国産業支援や雇用確保を名目とした措置や鉱物資源の輸出規制といった保護主義的措置が導入

されたが、我が国は、WTOの紛争解決手続を積極的に活用し、こうした措置の是正を求めてきている。

本節では、ドーハ・ラウンド交渉の状況、ITA(情報技術協定)拡大交渉、EGA(環境物品)交渉、TISA(新たなサービス貿易協定)交渉、といったラウンド外の複数国間(プルリ)交渉のほか、保護主義抑止に向けた取組、WTO協定の実施、紛争解決手続きを概観する。

(ア) ドーハ・ラウンド交渉(多角的交渉の推進)

2001年にカタールのドーハで行われた第4回WTO閣僚会議において立ち上げが宣言されたドーハ開発アジェンダ(以下「ドーハ・ラウンド」)(第1図)は、製品の貿易自由化のみならず、サービス貿易、アンチ・ダンピングなどの貿易ルール、環境、途上国問題も含んでおり、グローバリゼーションやIT化が進んだ新たな時代の要請に対応した幅広い分野を扱っていることが特徴である(第2図)。日本にとって本ラウンドの推進は、1.他の先進国及び主要途上国の関税を削減する、2.我が国サービス産業の海外市場への参入を容易にする、3.通商ルール強化により予見可能性を高め、通商紛争を予防する、4.加盟国・地域の国内構造改革を推進するきっかけとなる、等の意義がある。

ラウンド交渉は、経済発展段階や利益・関心の異なる加盟国・地域間での合意を目指すという、複雑かつ困難なものである。先のウルグアイ・ラウンドでは8年間の歳月をかけ、一進一退を繰り返しつつ、関係者の粘り強い交渉により合意が達成された。ドーハ・ラウンドは、2008年7月の閣僚会合の決裂以後、先進国と新興途上国の対立により交渉が停滞し、2011年12月の第8回閣僚会議では、議長総括における「政治ガイダンスの要素」として、ドーハ・ラウンドについて、近い将来の一括受諾の見通しがないことを認めつつも、「新たなアプローチ」を見出す必要性を共有し、進展が可能な分野で、先行合意を含め議論を進めることが合意された。

その後の交渉を通じて、貿易円滑化、農業の一部、開発が進展可能な分野であるとの共通認識が形成され、2013年12月にインドネシア・バリで開催された第9回WTO閣僚会議(MC9)において精力的な交渉の結果、WTO設立後初のマルチ協定である貿易円滑化協定を含むバリ・パッケージが合意された。

¹1960年に開始された第5回交渉(ディロン・ラウンド)以降、多角的交渉は「〇〇ラウンド」と呼ばれる。

²第1図ドーハ・ラウンド一括受諾の交渉項目と主要論点参照

A horizontal timeline from January 1997 to January 1998, illustrating the progression of the Asian financial crisis. The timeline is marked with dates from 01 to 16. Key events are indicated by colored boxes and circles above the timeline, and the resulting economic states are shown in orange ovals below. Blue boxes at the top right provide context for the crisis's origin.

Timeline of Events:

- 01 (01年1月): ドーハ・ハワード 立ち上げ
- 03 (03年9月): ナンキン 会合決裂
- 04 (04年7月): 枠組み合意
- 05 (05年12月): 香港会合
- 06 (06年7月): 交渉中断
- 07 (07年1月): 交渉再開
- 08 (07年8月): 交渉再開
- 09 (07年12月): 合意に至らず
- 10 (08年7月): 合意見送り
- 11 (11年12月): 有価証券引当金の 交渉を導く文に 合意
- 12 (13年12月): ナニオ・シゲシゲ (東洋の中央銀行) 危機
- 13 (13年12月): ナニオ・シゲシゲ (東洋の中央銀行) 危機
- 14 (13年12月): ナニオ・シゲシゲ (東洋の中央銀行) 危機
- 15 (13年12月): ナニオ・シゲシゲ (東洋の中央銀行) 危機
- 16 (13年12月): ナニオ・シゲシゲ (東洋の中央銀行) 危機

Resulting Economic States (Orange Ovals):

- 投資ルール などて対立
- 農産物市場アクセス と補助金、NAFTA で膠着状態に
- 米国の 農産物補助金等 で対立
- FSMなどで 対立
- 95年対米関税 削減、GSMで 対立騒ぎす
- パナマ・シゲシゲ (東洋の中央銀行) 危機

第2図 ドーハ・ラウンド一括受諾の交渉項目と主要論点

農業	関税・国内補助金の削減、輸出補助金の撤廃等
NAMA (非農産品市場アクセス)	関税削減(スイス・フォーミュラ、分野別関税撤廃)、非関税障壁の撤廃
サービス	外資規制の削減等の自由化、国内規制の透明化等の規律強化
ルール	アンチ・ダンピングの規律強化、補助金の規律強化
貿易円滑化	貿易手続の簡素化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
開発	途上国に対する特別な取扱い(S & D)
TRIPS (知的所有権)	ワイン・スピリッツの地理的表示(GI) 多国間通報登録制度
貿易と環境	環境関連の物品・サービスに係る貿易の自由化・円滑化

(イ) 第10回閣僚会議

進国と新たな課題への取組に慎重な姿勢を示すインド、中国等の途上国の間で意見は対立した。

このような中、2015 年 12 月にケニア・ナイロビで開催された第 10 回 W T O 閣僚会議（M C 10）においては、農業の輸出競争（輸出補助金撤廃、輸出信用の規律強化等）、開発分野で合意を得るとともに、I T A 拡大交渉の妥結をみた（詳細後述）。ドーハ・ラウンドの今後の扱い及び新たな課題への取組については、最終的に見解は一致せず、閣僚宣言にドーハ・ラウンド交渉継続の可否に関して両論併記され、また時代に即した新たな課題への取組の有無についても、同様に両論併記された。

(ウ) I T A (情報技術協定) 拡大交渉

(A) 拡大交渉の背景

ＩＴＡ（情報技術協定）は、ＩＴ製品 144 品目（ＨＳ 6 桁ベース：附属書 A³掲載品目のみ）について、ＩＴＡ参加国の当該品目の譲許税率を撤廃する取決めである。1996 年 12 月のシンガポール ＷＴＯ 閣僚会議の際に日米 EU 韓など 29 か国で合意し、1997 年に発効した。それ以降、中国、インド、タイなど参加国数が拡大し、2015 年 3 月末現在、78 か国・地域（ただしメキシコ、ブラジル等中南米の主要国や南アフリカ等は未参加）が協定に参加している。これらの国の ＩＴＡ 対象物品の世界貿易総額に占める割合は 97% 以上となっており、ＩＴＡ は世界貿易総額の約 15%（5.3 兆ドル（2013 年））の関税撤廃に貢献している。主な対象品目は、半導体、コンピュータ、通信機器、半導体製造装置等である。

現行協定の発効から 18 年が経過し、その間の技術進歩を受け、現行協定の品目リスト拡大と品目リストの対象範囲の明確化に対する各国産業界からの期待が高まっていた。

ＩＴＡ拡大交渉は、具体的には、技術進歩により高機能化、デジタル化している医療機器やデジタルビデオカメラ、高機能化・多機能化した新型集積回路等を新たにＩＴＡの対象とする品目リストの拡大や、範囲を巡って過去にＷＴＯの紛争解決手続に付託されたこともある、ＩＴＡの対象等（現行協定の附属書Ｂから附属書Ａへの移行を含む）の明確化を目的としている。

3ITA 対象品目のリストは、附属書 A（対象品目が **HS** によって特定されている品目）と、附属書 B（関税分類にかかわらず対象とされる品目リスト）で構成されている。

(B) 拡大交渉立ち上げまでの経緯

2011年3月に、日本、米国、韓国、台湾等、17か国39業界団体（その後、同年5月に18か国41団体）がI T A拡大を要請する共同声明を発表。これを受け、I T Aの主要参加国（日本、米国、中国、韓国、台湾など）がほぼ全て参加するA P E Cで、日本、米国が連携してW T OでのI T A拡大交渉に向けた機運の醸成を開始した。具体的には、2011年11月のA P E Cホノルル首脳会議で、「A P E Cエコノミーが品目及びメンバーシップ拡大に向けた交渉開始にリーダーシップを発揮していく」旨に合意した。

このA P E C首脳宣言を受けて、日本、米国連携の下、2012年前半の交渉開始を目指して協定参加国間の意見調整を行ってきた。他方で、交渉立ち上げの最終局面まで、E Uが関税交渉と非関税障壁交渉をリンクさせてI T A拡大交渉を行うべきと強く主張し、ドーハ・ラウンドが停滞する中、産業界の期待に応え、W T Oが迅速に結果を出すためには、関税交渉に集中すべきと主張する日米等各国との間で協議が続いた。日本、米国は、各国と連携してE Uに対して働きかけを行い、最終的には関税交渉と非関税障壁交渉を切り離すことでE Uも合意し、交渉立ち上げの道筋ができた。

2012年5月には、日本、米国等が共同で拡大交渉の開始を呼びかけるコンセプトペーパーをW T Oに提出し、5月14日にジュネーブのW T O事務局で開催されたI T A15周年記念シンポジウムの翌日に開催されたI T A委員会公式会合で、I T A拡大及びそのための作業を開始していくことに各国の強い支持があり、実質的な交渉が開始された。

(C) 拡大交渉妥結までの経緯

交渉立ち上げ以降、月に1回の頻度で交渉会合がジュネーブで開催され「品目候補リスト」の作成が進み、2012年秋からは、フィリピン、シンガポール、中国が参加し、品目候補の絞り込みが始まったが、中国が多くの対象品目の除外を主張したため、交渉はしばしば中断された。

2014年11月のA P E C北京首脳会議の際に行われた米中首脳会談における米中間の対象品目合意の後、2015年7月、交渉参加メンバーは拡大対象品目201品目（新型半導体、半導体製造装置、デジタル複合機・印刷機、デジタルA V機器、医療機器等）に合意し、同月、関税撤廃期間

や実施スケジュール等の合意に関する宣言文とともに、W T O一般理事会で報告・公表された。

2014年9月からは、我が国がI T A拡大交渉の議長を務め、個別の対象品目の関税撤廃期間等に関する交渉を行った。そして、2015年12月、ケニア・ナイロビで開催された第10回W T O閣僚会議（MC10）において、林経済産業大臣が議長を務め、対象品目の世界貿易額の90%以上をカバーする、53メンバー（E U加盟国28か国を含む）で交渉妥結に至った。

201対象品目の全世界貿易額は年間1.3兆ドルを上回り、世界の貿易総額の約10%に相当し、自動車関連製品が世界貿易に占める割合4.8%を大幅に上回る規模である。日本からの201対象品目の対世界輸出額は約9兆円と総輸出額約73兆円の約12%を占め、関税削減額は約1700億円と試算される。（2014年の貿易データを基に試算。）

(エ) E G A（環境物品協定）交渉

(A) 議論の背景

2001年のドーハ閣僚宣言において、「環境関連物品及びサービスに係る関税及び非関税障壁の撤廃及び削減」に関する交渉の立ち上げと、貿易と環境に関する委員会特別会合（C T E S S）の設置が盛り込まれ、これを受けて、C T E S Sにおいて関税削減・撤廃の対象となる環境物品リストに関する議論が行われてきた。

その後、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中で、A P E Cに場を移して環境物品の関税削減・撤廃が議論された。2011年11月のA P E Cホノルル首脳会議で、2015年末までに対象物品の実効関税率を5%以下に削減する旨合意され、2012年9月のA P E Cウラジオストク首脳会議で、その対象品目として54品目に合意した。

(B) 交渉立ち上げまでの経緯

A P E Cにおいて環境物品54品目の関税削減が合意されたことも受け、2012年11月より、ジュネーブにおいて、環境物品の自由化推進国で形成する「環境フレンズ」国（日本、米国、E U、韓国、台湾、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー）で、W T Oでの今後の環境物品自由化の交渉の進め方についての議論が開始された。

2013年6月には、米国が「気候変動に関する大統領

行動計画」を公表。その中で、APEC環境物品リストを基に、WTOにおいて、太陽光、風力、水力、地熱などクリーンエネルギー技術を含んだ環境物品の貿易自由化に向けた交渉を立ち上げること、今後1年間で当該品目の世界貿易シェアの90%を占める国の参加を目指すこと等に言及した。

その後、2013年10月のAPECバリ首脳会議において、APEC環境物品リストを基にWTOで議論を前進させる機会を探索する旨合意したことも受け、ジュネーブにおける議論が加速した。そして、2014年1月に、ダボスのWTO非公式関係会合の開催にあわせて、米国が主導して、有志国14か国・地域（日本、米国、EU、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、コスタリカ）が、WTOにおける環境物品交渉の立ち上げに向けた声明を発表した。

2014年7月に、有志国14か国・地域で環境物品交渉を立ち上げ、APECで合意した54品目より幅広い品目で関税撤廃を目指すことを確認した。

(C) 交渉の現状

2014年7月以降、2か月に1～2回のペースで交渉会合がジュネーブで開催されている。2015年4月以降、積み上げが行なわれた品目について、環境クレディビリティの観点から議論が行なわれ、対象品目の絞り込み作業が進められた。

2015年11月の交渉会合では、同年12月のケニア・ナイロビで開催された第10回WTO関係会議（MC10）での品目合意を目指し議論が行なわれたものの、合意には至らなかった。交渉参加メンバーは、2015年1月からはイスラエルが、3月からはトルコ及びアイスランドが交渉に加わり、2016年3月末現在では17か国・地域が交渉に参加している。

我が国としては、日本企業の競争力強化、地球環境問題への貢献、交渉の場としてのWTOの再活性化という観点から、本交渉に、関係国と連携しつつ積極的に取り組んでいく。

(オ) T i S A（新たなサービス貿易協定）交渉

1995年のGATS発効から長期間が経過し、この間にインターネットの普及をはじめとする技術革新の影響を受け、サービスの提供・消費の態様が大きく変化してきて

いることを背景に、WTOにおいても状況変化に対応した約束表の改訂や新たなルールの策定が求められてきた。しかしながら、ドーハ・ラウンドが膠着し、急速な進展が見込めない状況となり、各国はFTA/EPAの締結等を通じてサービス貿易の自由化を推進してきた。

こうした中、2011年12月に開催された第8回WTO関係会議では、1.途上国が強く支持するドーハ開発アジェンダは打ち切らない一方、2.一括妥結は当面実現不可能であることを認め、部分合意、先行合意等の可能な成果を積み上げる「新たなアプローチ」を試みることで一致した。

これを受け、2012年初頭から、「新たなアプローチ」の一環として、有志国・地域によるサービス貿易自由化を目的とした新たな協定の策定に関する議論が開始された。2012年7月5日には、交渉のモメンタムの維持・拡大、有志国・地域以外の国々に対する透明性の確保と議論への参加の奨励を目的として、それまでの約半年間の議論で方向性の一致したものを取りまとめたメディア・リリース「サービス貿易交渉の進展」が公表された。日本を含む有志国・地域は、自由化の約束方法、新たなルールなど、21世紀にふさわしい新たなサービス貿易協定に向けた議論を重ね、2013年6月には、本格的な交渉段階に移ったことを確認する共同発表を行い⁴、2か月に1回程度の頻度で交渉を行ってきた。2016年1月のT i S A非公式関係会合で、2016年中の交渉妥結を目標として交渉を加速化することで一致した。2016年3月末現在のメンバーは、51か国・地域（日本、米国、EU（28か国）、豪州、カナダ、韓国、香港、台湾、パキスタン、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン及びモリシャス）である。

(カ) 保護主義の抑止

世界経済危機以降、自国産業支援や雇用確保を目的とした保護主義的措置の導入を求める政治的圧力が各国で高まった⁵。そうした国内の圧力を受けて保護主義的措置をとる国があると、他国の追随や報復などの連鎖を招き、世界全体に保護主義が蔓延し、世界貿易・経済に悪影響を及

⁴ 外務省 HP

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000387.html) 参照。

⁵ 『通商白書 2009』第2章第3節参照

ばすことが懸念された。そうした中で、多角的貿易体制を体現するWTOは保護主義を抑止し、自由貿易体制の維持に重要な役割を果たしている。近年、世界経済の減速等を受けて、保護主義的な動きが活発化しており、下記に述べるような保護主義監視、保護主義抑止のための政治的コミットメントが重要となっている。

2015年11月に公表されたG20諸国・貿易投資措置に関する報告書（第14版）は、調査期間中にG20諸国が新たに導入した貿易制限的措置数が前期同様高い水準にあるとして、G20諸国が保護主義に対抗する努力を強化するよう訴えている。こうした報告書は、各国の貿易措置の監視を強化し、保護主義的措置の拡散を防止する効果が期待される。

また、G7、G20およびAPECなどの国際会議の場では保護主義抑止を求める国際的な高いレベルの政治宣言がなされてきた。加盟国はWTO協定を遵守する義務を負うが、政治合意により協定以上のコミットが表明されるという意義がある。2014年6月のG7エルマウ・サミット、10月の日中韓経済貿易大臣会合、11月のAPEC閣僚会合、G20アンタルヤ・サミット、12月の第10回WTO閣僚会議（MC10）の成果文書において、保護主義抑止の必要性について再確認した。

G7、G20およびAPECなどにおける保護主義抑止の政治宣言については、保護主義抑止の実効性を高めるため、WTO整合的であっても重大な保護主義的影響を及ぼす措置の最大限の自制に加えて、2つの大きな要素が存在する。一つは、「スタンドスティル（現状維持）」のコミットメントであり、新たな保護主義的措置を実施しないことを約束している。もう一つは、既に導入された保護主義的措置を是正すること、即ち、「ロールバック」のコミットメントである。2015年11月にトルコ・アンタルヤで開催されたG20アンタルヤ・サミットでは、2018年までの「スタンドスティル」約束及び「ロールバック」のコミットメントを再確認した。⁶

（キ）WTO協定（ルール）の実施

WTO協定は、自由かつ公正な貿易ルールを策定すると同時に、加盟国・地域間に通商摩擦・紛争が生じた際に、

ルールの解釈・適用を通じてその解決を図る紛争解決手続に係る規律を備えている。WTO協定上の手続は、問題となっている措置の是正勧告のみならず、勧告が履行されない場合に対抗措置を発動するための手続を備えていることから、他の国際紛争処理手続と比較して実効性は高い。WTO協定に違反する諸外国・地域の法令や措置の是正を求めることは、我が国の不利益を解消するのみならず、協定の実効性を担保するためにも重要である。また、通商摩擦をいわずらに政治問題化させないためにも、WTO協定が規定する権利・義務に基づいて主張・対処することが必要である。

こうした方針のもと、我が国は二国間交渉のほかWTOの紛争解決手続の活用により、WTO協定に違反する各国の政策・措置についてその是正を要求している。WTOでは、紛争解決手続が大幅に強化された結果、GATT時代と比べ紛争解決のための通商ルールを加盟国が積極的に活用しており、紛争解決手続に基づく協議要請件数が著しく増加している。1995年のWTO発足以来、WTOの紛争解決手続が用いられた案件は504件（2016年3月末現在）に上っている。こうした中、我が国が当事国として協議を要請した案件は21件あり、係争中の3件を除く18件のうち、16件は我が国の主張に沿った解決がなされている（2016年3月末現在）。また、我が国は、第三国としても多くの案件に参加（第三国参加）し、重要な論点に関して我が国の立場を述べている。

（ク）紛争解決手続に付託して解決を図っている事案

我が国は、WTO協定に違反する外国政府の政策・措置について、二国間交渉やWTO紛争解決手続等、あらゆる機会を通じてその是正を図っている。我が国が当事国としてWTO紛争解決手続に付託し、解決を図っている最近の事例は以下のとおりである。

（A）中国の日本製ステンレス継目無鋼管に対するAD（アンチ・ダンピング）措置

2011年9月、中国政府は中国国内企業からの申請を受けて、日本、EUからの高性能ステンレス継目無鋼管の輸入に対するAD調査を開始した。2012年11月、中国政府は、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとしてAD税を賦課する最終決定を行った。

本措置は、最終決定の公告における事実の記載が不

⁶ 2014年のG20 ブリスベン・サミットでも、2013年のG20 サンクトペテルブルグ・サミットにおけるスタンドスティル及びロールバックのコミットメントが再確認された。

十分であるなど調査手続に瑕疵があると考えられるほか、ダンピングによる国内産業への損害の認定等においても瑕疵があると考えられ、AD協定に違反する可能性があったため、我が国は、2011年秋、2012年春及び秋のWTO・AD委員会において、日本から輸出される当該製品のほとんど全ては、超々臨界圧の石炭火力発電所のボイラ等に使用される高付加価値製品であり、中国製品とは競合しないため、中国国内産業に損害を与えないと指摘するとともに、当該日本製品の中国国内ユーザー側の意見も踏まえて適切な決定がなされることを強く要望する旨伝えた。

その後も中国政府に対し、日本製品の調査対象からの除外を求めて働きかけを行うなど対話による解決を図ってきたが、解決に至らなかったため、2012年12月、我が国は、中国に対してWTO協定に基づく二国間協議要請を行い、2013年1月に協議を実施した（EUが第三国参加）。協議結果を踏まえ、4月にパネル設置を要請し、5月にパネルが設置された。また、2013年6月にはEUが本件についてWTO協議要請を行い、同年8月にパネル設置を要請し、同月、パネルが設置された。2015年2月、中国のAD協定違反を認めるパネル報告書が配布されたが、一部の論点について我が国の主張が認められなかったため、2015年5月、我が国はこれらの一部論点について上訴を行った。同年10月、我が国の主張を全面的に認め、中国の措置のWTO協定違反を認める上級委報告書が公表された。2016年8月、中国は当該報告書に従い、我が国に対する課税措置を撤廃した旨を公表した。

(B) ウクライナの自動車セーフガード措置

2011年7月、ウクライナ経済発展・貿易省は、2008年から2010年を調査対象期間とした輸入乗用車（排気量1000cc～1500cc及び1500cc～2200ccの乗用車）に対するセーフガード調査を開始した。しかし、調査対象期間中のウクライナの乗用車輸入台数は大幅な減少傾向を示している等、多くの点でWTO協定の措置発動要件を満たすかについて強い疑義があったため、我が国は、WTOセーフガード委員会において懸念を表明するとともに、調査手続における公聴会への参加や、二国間協議の実施、ウクライナ経済発展・貿易大臣宛書簡の発出等を通じて懸念を表明しつつ、本措置の発

動を控えるよう要請を行った。

しかしながら、2013年3月、ウクライナ政府は「公告日（同月14日）の30日後から3年間、排気量1000cc～1500ccの輸入乗用車に対して6.46%、排気量1500cc～2200ccの輸入乗用車に対して12.95%の追加関税を課す」旨のセーフガード発動決定を公表し、2013年4月に課税が開始された。これを受け、我が国は、閣僚レベルでの申し入れをはじめ、二国間及びWTOの関連委員会において、措置撤回に向けての累次にわたる働きかけを行ったが、状況が改善されなかったため、同年10月、WTO協定に基づく二国間協議を要請した。同年11月及び2014年1月にウクライナとの協議を実施したが、満足のいく解決策が得られなかったことから、同年2月、パネル設置要請を行い、同年3月にパネルが設置された。2015年6月に、ウクライナのセーフガード措置は、WTO協定に整合しないと判断したパネル報告書が公表された。ウクライナは、当該報告書に従い、2015年9月に乗用車に対するセーフガード措置を廃止した。

(C) アルゼンチンの非自動輸入ライセンス制度の導入・拡大

アルゼンチン政府は、2008年11月、金属製品（エレベータなど）について輸入事業者・輸出事業者・輸入物品の価格、数量などの情報を添えた申請を義務づける非自動輸入ライセンス制度を導入した。その後、同制度の対象品目を拡大し、対象品目は約600品目に達し、加えて、輸入事業者に対する輸出入均衡要求（例えば、1ドルの輸入を行う条件として、1ドルの輸出を求める措置）を実施した。さらに、2012年2月には、追加的な輸入許可制度として事前宣誓供述制度を導入し、輸入者はあらゆる輸入品について事前に歳入庁に申請を行うことが必要となった。なお、2013年1月には、非自動輸入ライセンス制度が撤廃されたが、その他の措置（事前輸入宣誓供述制度、輸出入均衡要求など）は存続した。

これらの輸入制限的措置は、GATT第11条の「数量制限の一般的廃止」に抵触する可能性があったため、我が国は、産業界による改善要望も踏まえ、2012年8月、米国及びメキシコとともに二国間協議を要請し、同年9月に協議を実施したが、満足のいく解決を得ら

れなかったことから、2012 年 12 月、米国・EUとともにパネル設置要請を行い、2013 年 1 月にパネルが設置された。2014 年 8 月、日本、米国、EUの主張を全面的に認めるパネル報告書が発出され、これに対して同年 9 月にアルゼンチンが上訴を行い、同年 10 月には日本、EUが反上訴した。2015 年 1 月、上級委員会最終報告書が発出され、アルゼンチンの輸入制限措置について、GATTに違反するとした。我が国は、アルゼンチンが本パネル及び上級委員会の判断に従い、早期に本輸入制限的措置を是正するよう強く求めている。

(D)ブラジルの内外差別的な税制恩典措置について

ブラジルは、2011 年 9 月、自動車に対する工業品税（工業品に課される付加価値税）の税率を 30%引き上げるとともに、2012 年 10 月より、自動車メーカーに対して、ブラジル国内での一定の製造工程の実施、ブラジル国内での研究開発等への投資などの要件を満たした場合、自動車の製造に使用されたローカルコンテンツの比率等に応じて、工業品税の減税を認める政策（イノバール・アウト）を実施した。また、情報通信機器分野においても、ブラジル国内での生産・投資やローカルコンテンツの使用等に関連付けた税制恩典措置を行った。

これらの措置は、税の免除という利益を受ける上で輸入品を不利に扱っており、ローカルコンテンツの利用を奨励している点でGATT第3条及びTRIMs第2条、補助金協定第3.1条(b)号等に抵触する可能性があることから、2015 年 7 月に、ブラジルに対して二国間協議要請を行った。同年 9 月にブラジルとの協議を実施したが、満足のいく解決策が得られなかったことからパネル設置要請を行い、同月、パネルが設置され、現在、パネル審理中である。

3. 2. 経済連携協定、投資協定

(1)経済連携協定(EPA/FTA)

EPA（経済連携協定）/FTA（自由貿易協定）とは、物品関税の削減・撤廃、サービス貿易の自由化、投資環境の整備、ビジネス環境の向上に関する協議の場の設置等を規定し、幅広い経済関係の強化を目的とする2国間又は多国間の国際協定をいう。

経済連携の推進は、国内に立地する輸出企業にとっては、関税削減等を通じた輸出競争力の維持又は強化の面で意義があり、他方で、外国に投資財産を有する企業やサービスを提供する企業にとっては、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるという点で意義がある。

1990 年代以降、国際経済環境や各国の開発戦略の変化により地域統合の動きが加速し、EPA/FTAの締結数が年々増加してきている。その背景としては、①欧米諸国が経済的関係の深い近隣諸国との間で貿易・投資の自由化・円滑化等による経済連携を図る動きを活発化させたこと（例：米国がNAFTA（1994 年発効）、EC（1993 年にEUへ発展）が単一市場の構築への取組を加速させる等）、②NIEsやASEANがいち早く経済開放を推し進めることにより高成長を果たす中、チリ・メキシコ・ペルー等の新興国が貿易・投資の自由化や市場メカニズムの導入へと経済政策を転換させ、その中でEPA/FTAを活用する戦略を採ったこと、さらに、③2000 年代後半以降、WTOドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、世界の主要国が貿易・投資の拡大のために積極的にEPA/FTAを結ぶようになったこと等が挙げられる。GATT第24条等に基づく地域貿易協定(RTA)の通報件数は、1990 年には 27 件に満たなかったが、2016 年 2 月 1 日時点で 625 件まで増加している。

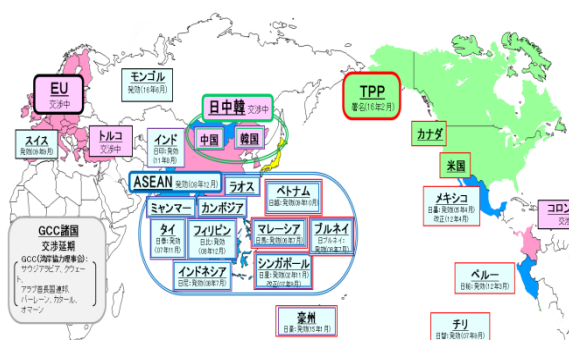
以下、2015 年度までの取組について説明する。

(ア) アジア太平洋地域の経済統合と世界のFTA動向

アジア太平洋地域では、APEC参加国・地域の間で、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現が目指されており、そのための道筋として、環太平洋パートナーシップ(TPP)、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、日中韓FTA等の広域経済連携の取組が同時に進行している。

2013 年 3 月には日中韓FTA、2013 年 5 月にはRCEPについてそれぞれ交渉が開始され、米国とEUとの間で

日本の経済連携の推進状況



も 2013 年 7 月に T T I P 協定交渉が開始した。2016 年 3 月現在、北米、欧州、アジア太平洋の各地域をつなぐ様々な経済連携の取組が同時並行で進行している。これらの取組が相互に刺激し合うことで高い相乗効果を生み、先進国間でも高いレベルの E P A / F T A の締結が進むことで世界全体の貿易投資に関するルール作りが進むことが期待されている。

(イ) 我が国の経済連携取組状況

(A) T P P (2016 年 2 月 4 日署名)

日本は、2013 年 7 月にマレーシアで行われた交渉会合から正式に T P P に参加した。2015 年度には、7 月にハワイで閣僚会合が開催され、9 月から 10 月にかけて開催されたアトランタでの閣僚会合の末、10 月 5 日に大筋合意に至った。その後 2016 年 2 月 4 日にオークランドで署名に至った。

本協定により、我が国以外の 11 か国全体での工業製品関税の即時撤廃率は 86.9% (品目数ベース)、76.6% (貿易額ベース)、関税撤廃率は 99.9% (品目数ベース、貿易額ベース) に及ぶ。⁷ また、T P P は、関税以外の分野でも、原産地規則の完全累積制度の採用、コンビニエンス・ストア等小売業への外資規制の緩和、I S D S (投資家と国との間の紛争解決) 手続の導入や、通関手続の円滑化、模倣品・海賊版対策の強化、ビジネス関係者の一時的な入国、電子商取引、国有企業、政府調達、中小企業に関する規定の導入など、幅広い分野で新たなルールを構築するものであり、成長著しいアジア太平洋地域全体に大きなバリュー・チェーンを作り出すことができるものと期待される。

(B) 日 E U ・ E P A (交渉中)

アジア太平洋地域以外の主要国・地域との取組として、E U との E P A 交渉が挙げられる。我が国と E U は、世界人口の 1 割、貿易額の 3 割、G D P の 3 割を占める重要な経済的パートナーであり、日 E U ・ E P A は、日本・E U 間の貿易投資を拡大し、我が国の経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りの先頭役を果たすものといえる。

2013 年 4 月の交渉開始以降、2016 年 3 月までに 15 回の交渉会合が開催されている。2015 年 5 月の日 E U 定期

首脳協議においては、スピードと質の両方を重視しつつ、交渉を更に加速させていくことで一致した。また同年 11 月に行われた日 E U 首脳会談においては、両首脳間で、双方の首席交渉官に交渉を加速化し、来年のできる限り早い時期に実現するよう指示することにて合意した。

2016 年 2 月 29 日～3 月 4 日に行われた第 15 回交渉会合では、物品貿易、サービス貿易、知的財産権、非関税措置、政府調達、投資等の各分野について、有益な議論が行われた。引き続き、2016 年中の大筋合意を目指し、交渉を更に加速していく。

(C) 東アジア地域包括的経済連携 (R C E P : Regional Comprehensive Economic Partnership) (交渉中)

R C E P は、世界全体の人口の約半分、G D P の約 3 割を占める広域経済圏を創設するものであり、最終的には F T A A P の実現に寄与する重要な地域的取り組みの一つである。

東アジア地域では、既に高度なサプライチェーンが構築されているが、この地域内におけるさらなる貿易・投資の自由化は、地域経済統合の深化に重要な役割を果たす。

この地域全体を覆う広域 E P A が実現すれば、企業は最適な生産配分・立地戦略を実現した生産ネットワークを構築することが可能となり、東アジア地域における産業の国際競争力の強化につながることが期待される。また、ルールの統一化や手続の簡素化によってを活用する企業の負担軽減が図られる。

2013 年 5 月にブルネイで第 1 回交渉会合が開催されて以降、2016 年 3 月までに 11 回の交渉会合と 4 回の閣僚会合 (中間会合含む) が開催されている。現在、貿易交渉委員会 (Trade Negotiating Committee) に加え、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産、競争、経済技術協力、法的制度的事項、貿易の技術的障害 (S T R A C A P)、衛生植物検疫措置 (S P S)、原産地規則、貿易円滑化・税関手続といった幅広い分野について交渉が行われている。東アジアの成長を取り込み、我が国産業の国際展開を後押しするものとなるべく、引き続き包括的で高いレベルの協定を目指し交渉を進めていく。

(D) 日中韓 F T A (交渉中)

⁷ 2010 年における各国からの輸入額に基づき計算。

日中韓3か国は、世界における主要な経済プレイヤーであり、3か国のGDP及び貿易額は、世界全体のGDP及び貿易額の約2割を占める。日中韓FTAは3か国間の貿易・投資を促進するのみならず、FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）の実現にも寄与する重要な地域的取組の一つである。

2013年3月に交渉を開始して以降、2016年3月までに計9回の首席代表による交渉会合を実施し、物品貿易、原産地規則、税関手続、貿易救済、物品ルール、サービス貿易、投資、競争、知的財産、衛生植物検疫（SPS）、貿易の技術的障害（TBT）、法的事項、電子商取引、環境、協力等の広範な分野について議論を行っている。

また、2015年10月の日中韓経済貿易大臣会合及び同年11月の日中韓サミットでは、包括的かつ高いレベルの協定の実現を目指し交渉を加速化していくことが確認された。

(E) 日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定（サービス・投資章実質合意）

ASEAN全加盟国とのEPAである日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）は、2004年11月の首脳間での合意に基づき2005年4月より交渉を開始し、2008年4月14日に各国持ち回りでの署名を完了し、加盟国との間で順次発効している。2010年10月より交渉が行われていたAJCEPのサービス貿易章・投資章については3年にわたる交渉を経てルール部分について実質合意に至り、2013年12月の日ASEAN特別首脳会議において同成果は各国首脳に歓迎された。今後引き続き残された技術的論点等の調整を行っている。

(F) 日GCC・FTA（交渉延期）

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなるGCC（湾岸協力理事会）諸国とのFTAについては、2006年9月に交渉が開始され、2009年3月までに2回の正式会合と4回の中間会合が実施された。しかし2009年7月に、GCC側の要請により交渉が延期されており、我が国は交渉再開に向けて働きかけを行っている。

この地域は、我が国の原油輸入量全体の約77%（2014年）を占め、また我が国からの総輸出額2.6兆円に達する（2014年）。さらに、人口増加に伴う大規模なインフラ

整備の需要があり、各国による、官民一体となった売り込みが積極的に展開されている。貿易・投資拡大及び我が国のエネルギー安全保障の観点に加えて、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが重要である。

(G) 日・モンゴルEPA（2015年2月10日署名）

2012年3月の日モンゴル首脳会談において交渉を開始することで一致した日・モンゴルEPA交渉は、2014年7月の日モンゴル首脳会談において大筋合意が確認された。また、2015年2月の日モンゴル首脳会談において、両国首脳間で協定への署名が行われた。

本協定により、我が国からモンゴルへの輸出における無税品目の割合が、現状、輸出額の1%未満から発効後10年間で約96%まで拡大し、モンゴル市場へのアクセスが格段に改善する。特に、自動車については、主力の4,500cc以下の完成車（製造後0～3年）が発効後直ちに無税となる。関税以外の分野でも、特に、投資分野においては、民間企業のモンゴルの資源・エネルギー分野への参入に際して、投資許可段階からの内国民待遇・最恵国待遇が付与されるほか、ISDS条項（投資家と国家間の紛争解決）の適用が盛り込まれるなど、日本側から見たモンゴル側の投資環境が大きく改善する。豊富な天然資源に恵まれるモンゴルと我が国の関係は極めて緊密かつ重要であり、本協定は、今後の両国間の貿易・投資を促進するための重要な枠組みである。

また、日・モンゴルEPAはモンゴルにとって初めてのEPA/FTAとなる。両国は、2010年11月の日・モンゴル共同声明に掲げる「戦略的パートナーシップ」について、2013年3月の首脳会談時には①政治・安全保障分野、②経済分野、③文化・人的交流分野を中心に発展させていくことで一致しており、本協定の締結はその強化に大きく寄与するものである。

(H) 日・カナダEPA（交渉中）

日カナダEPA交渉については、2011年3月から2012年1月までに4回の共同研究が開催され、共同研究報告書が作成された。共同研究の報告書を受け、2012年3月の日カナダ首脳会談において、両国の実質的な経済的利益に道を開く二国間EPAの交渉を開始することで一致した。第1回交渉会合は2012年11月に行

われ、最近では 2014 年 11 月に第 7 回交渉会合が開催された。

(I) 日・コロンビア E P A (交渉中)

コロンビアは、高い成長率（今後 5 年間で平均 4 % 強）が見込まれる人口約 4,700 万人の市場であり、E P A を通じた貿易・投資環境の改善により輸出入拡大が期待される。コロンビア政府は経済の自由開放政策を掲げるなか、発効済みの中南米諸国、米国、カナダ、E U との F T A に加え、韓国との F T A に署名済みである。

2011 年 9 月の日コロンビア首脳会談において、日・コロンビア E P A の共同研究の立ち上げが合意されたことを受けて共同研究が開始され、2012 年 7 月にあり得べき E P A は両国に多大な利益をもたらすことに資するとの報告書がとりまとめられた。同報告書を踏まえ 2012 年 9 月に行われた日コロンビア首脳会談にて、両国は E P A 交渉を開催することで一致し、2012 年 12 月に第 1 回交渉が開催された。

その後、2014 年 7 月に行われた日コロンビア首脳会談において、両首脳は、できる限り早期の合意を目指し交渉を加速化することを確認した。最近では 2015 年 9 月に第 13 回会合が開催された。物品貿易、政府調達、原産地規則、知的財産、電子商取引等の幅広い分野について議論が行われ進展が見られた。

(J) 日・トルコ E P A (交渉中)

トルコは高い成長率（今後 5 年で平均 5 % 強）が見込まれる人口 7,700 万人の魅力的な市場を持つ。貿易・投資環境の改善による輸出入拡大が期待され、我が国企業の関心は高い。日・トルコ間の投資・ビジネス環境の改善や、発効済の韓国・トルコ F T A（物品協定）に劣後しない貿易の自由化や規律の策定を目指している。

日・トルコ E P A によって、欧州企業や韓国企業といった競合相手との競争条件の平等化を早急に図ることを通じ、トルコへの日本企業の輸出を後押しするとともに、周辺国への輸出・新規参入を狙うハブとしての競争力を高めるべくトルコの投資環境関連制度の改善を図ることを目指す。

(K) 日・韓 E P A (交渉中断中)

韓国との E P A 交渉は 2003 年 12 月の交渉開始後、

2004 年 11 月の第 6 回交渉会合を最後に中断しているが、2008 年の日韓首脳会談を受け、交渉再開に向けた実務協議が開催されてきた。2011 年 10 月に行われた日韓首脳会談では、交渉再開に必要な実務的作業の本格的実施につき一致し、課長級実務協議が行われるなど、引き続き交渉再開に向けた調整が進められている。

(2) 投資協定

投資協定とは、投資先国での自国投資家及びその財産の保護や締約国間の投資自由化等を約束する国家間の条約である。海外に投資した投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上等により、投資を促進するための内容を規定している。

我が国は、これまでアジア諸国を中心に 41 件の投資関連協定（投資協定及び投資章を含む経済連携協定）に署名し、うち 35 件が発効している（2016 年 3 月現在）。

一方で、世界の投資関連協定数は大きく増加しており、U N C T A D（国連貿易開発会議）の調べでは、2015 年時点で 3,304 件に達している。中でも、欧州諸国や中国等は既に 100 件前後の投資協定を締結しており、我が国も更なる取組の推進が必要である。今後は、資源国や新興経済国を中心に、実際のニーズに基づいて交渉相手国の優先順位を付け、迅速かつ柔軟に投資協定の締結を進めることが求められている。

我が国の投資関連協定締結状況

締結相手国（地域を含む）	署名	発効
エジプト	1977 年 1 月 28 日	1978 年 1 月 14 日
スリランカ	1982 年 3 月 1 日	1982 年 8 月 7 日
中国	1988 年 8 月 2 日	1989 年 5 月 14 日
トルコ	1992 年 2 月 12 日	1993 年 3 月 12 日
香港	1997 年 5 月 15 日	1997 年 6 月 18 日
パキスタン	1998 年 3 月 10 日	2002 年 5 月 29 日
バングラデシュ	1998 年 11 月 10 日	1999 年 8 月 25 日
ロシア	1998 年 11 月 13 日	2000 年 5 月 27 日
モンゴル	2001 年 2 月 15 日	2002 年 3 月 24 日
シンガポール（経	2002 年 1 月 13 日	2002 年 11 月 30 日

済連携協定)		
韓国	2002年3月22日	2003年1月1日
ベトナム	2003年11月14日	2004年12月19日
メキシコ（経済連携協定）	2004年9月14日	2005年9月17日
マレーシア（経済連携協定）	2005年12月13日	2006年7月13日
フィリピン（経済連携協定）	2006年9月9日	2008年12月11日
チリ（経済連携協定）	2007年3月27日	2007年9月3日
タイ（経済連携協定）	2007年4月3日	2007年11月1日
カンボジア	2007年6月14日	2008年7月31日
ブルネイ（経済連携協定）	2007年6月18日	2008年7月31日
インドネシア（経済連携協定）	2007年8月20日	2008年7月1日
ラオス	2008年1月16日	2008年8月3日
ウズベキスタン	2008年8月15日	2009年9月24日
ペルー	2008年11月21日	2009年12月10日
ベトナム（経済連携協定）※1	2008年12月25日	2009年10月1日
スイス（経済連携協定）	2009年2月19日	2009年9月1日
インド（経済連携協定）	2011年2月16日	2011年8月1日
ペルー（経済連携協定）※2	2011年5月31日	2012年3月1日
パプアニューギニア	2011年4月26日	2014年1月17日
コロンビア	2011年9月12日	2015年9月11日
クウェート	2012年3月22日	2014年1月24日
日本・中国・韓国	2012年5月13日	2014年5月17日
イラク	2012年6月7日	2014年2月25日
サウジアラビア	2013年4月30日	未定
モザンビーク	2013年6月1日	2014年8月29日
ミャンマー	2013年12月15日	2014年8月7日
豪州	2014年7月8日	2015年1月15日

カザフスタン	2014年10月23日	2015年10月25日
ウルグアイ	2015年1月26日	未定
ウクライナ	2015年2月5日	2015年11月26日
モンゴル（経済連携協定）	2015年2月10日	未定
オマーン	2015年6月19日	未定
T P P（経済連携協定）	2016年2月4日	未定
イラン	2016年2月5日	未定

備考1：2004年12月19日に発効した日ベトナム投資協定の内容が組み込まれている。
備考2：2009年12月10日に発効した日ペルー投資協定の内容が組み込まれている
備考3：この他、台湾とは民間窓口機関の取決めが2011年9月22日に署名されており、2012年1月20日に手続が完了している。
備考4：2016年3月末時点。

4. 新興国戦略

（1）概要

我が国の市場が世界市場の中で相対的に小さくなる中、新興国展開の重要性はますます高まっている。新興国の需要の獲得は、我が国企業が世界で拡大する需要を捕捉して我が国に富を還流するため、また、我が国からの製品輸出・部素材調達を促進する基盤づくりのために必要である。新興国の成長を最大限に取り込んでいくためには、それぞれの新興国の状況を理解した上で、戦略的取組を進めていく必要がある。

そこで、各地域の事情を踏まえて、新興国を次の3グループに分類し、1. 政策対話や技術実証による相手国での制度構築支援、2. ロビイング活動の強化による規制・制度環境の整備、3. ミッション派遣・招聘や商談会及びテストマーケティング等による商機拡大、4. 安全対策セミナーを通じた我が国企業の進出環境整備といった取組を継続している。

（2）新興国市場の3類型

（ア）中国・ASEAN：フル進出

第1グループは、「中国・ASEAN」である。同地域は、特にASEANにおける中間層・富裕層の増加に伴い、生産拠点としてだけでなく、消費市場としての魅力が増加

している。ただし近年、海外の競合企業との競争が激化している。

今後は、サプライチェーンの高度化等を通じて「更に深く」、「更に幅広い」産業の進出により需要を取り込む、『フル進出』を目指す。

(イ) 南西アジア、中東、ロシア・C I S、中南米：クリティカル・マス到達

第2グループは、「南西アジア、中東、ロシア・C I S、中南米」である。同地域は、富裕層・中間層も育ち、市場規模も大きく、成長率も高いが、我が国企業の進出は相対的に遅れていることから、逆転を目指さなければならない市場といえる。

これらの市場では、戦略的に『クリティカル・マス到達』を目指す有望分野に絞って、集中的に取り組んでいく。

(ウ) アフリカ：成功事例の創出

第3グループは、「アフリカ」である。同地域は、2030年頃にかけて、大幅な人口増が起こり、かつ市場も大規模に拡大するであろうとの期待も高いが、我が国企業の進出拠点数が657(世界全体の進出日本企業拠点数の1%程度)とかなり限定的である。

今後は、我が国企業が安心して投資できる環境整備を通じて、1つでも多くの『成功事例』を創出するとともに、資源・インフラ関連の個別プロジェクトの実現を目指す。

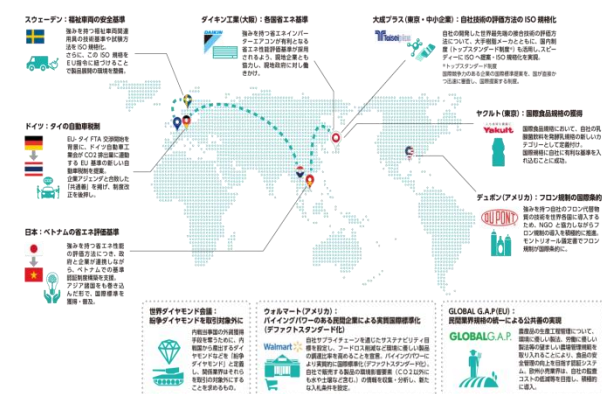


図 制度環境の整備

5. 二国間関係

5. 1. アジア大洋州各国関係

(1) 日本・中国関係

2006年10月に日中双方で発表した「日本・中国共同プレス発表」には、「共通の戦略的利益に立脚した互恵関係」(戦略的互恵関係)を構築するため努力していくことが盛

り込まれ、その後、戦略的互恵関係構築のための様々な取組が進められた。

しかしながら、2012年9月の日本政府による尖閣諸島の取得・保有後、中国各地で反日デモが発生し、中国国内での日本製品の販売にも影響が出るなど、日本、中国経済関係も大きな影響を受けた。2012年9月以降、経済産業分野では、首脳級、経済関係の閣僚・次官級での二国間対話・交流が滞っていたが、2014年11月APEC首脳会合における日中首脳会談に先立ち、同月APEC閣僚会合において、宮沢経済産業大臣は高虎城・商務部長及び苗圩・工業信息化部長と会談し、双方の対話と協力を深めていくことが重要であるとの認識で一致した。2015年には、7月に北京で開催された対日投資シンポジウムや、同年12月に東京で開催された日中省エネルギー環境総合フォーラムの機会に、高木経済産業副大臣と高燕・商務部副部長が会談し、経済面での日中協力の重要性につき一致した。首脳レベルでは、2015年4月の習近平国家主席との日中首脳会談(ジャカルタ)、同11月の李克強総理との日中首脳会談(ソウル)を実施している。また、中国は急速な経済発展に伴い、消費するエネルギー量や環境負荷等が大きくなる中、省エネルギー・環境改善を一層促進することが国家的な目標となっているが、これは日本、中国関係の発展にとっても重要な政策課題である。「日中省エネルギー・環境総合フォーラム」は、2006年から毎年開催されているもので、日中両国の官民のリーダーが参加し、省エネルギー・環境分野に関する政策、経験、技術などについて意見交換等を行っている。2015年11月には東京において「第9回日中省エネルギー・環境総合フォーラム」が開催され、日本側からは、高木経済産業副大臣、中国側からは、国家発展改革委員会・張勇副主任、商務部・高燕副部長が出席した。また、林経済産業大臣、丸川環境大臣も全体会議の締め括り挨拶のため参加した。

(2) 日本・韓国関係

(ア) 貿易・投資等

2015年の日本、韓国貿易は輸出輸入ともに減少し、総額は約714億ドル(対前年比▲16.9%)と4年連続で減少した。また日本からの対韓国直接投資(実績ベース)も3年連続で減少し、2015年は12.2億ドル(同▲42.4%)となった。この要因としては過去の急激な円高ウォン安の修正

が続いていること投資の一巡等、様々に指摘されている。一方で、日本、韓国ともに相手国が第3位の貿易相手国という位置づけは変わらず、また、韓国にとっては日本が最大の投資国（1962年以降の累積）という関係は依然として維持されている。

（イ）徴用工訴訟問題

韓国における高裁判決を不服として2013年7月に新日鉄住金と三菱重工がそれぞれ韓国大法院に上告した裁判については、この期間、判決に向けた特段の動きはなかったが、2015年6月に光州高裁で三菱重工が敗訴し、大法院へ上告、さらに同年11月ソウル地裁で新日鉄住金が敗訴し、控訴した。さらに中小企業を含む69社・17社を対象とした訴訟等、計6件が新たに地裁へ提訴された。

（ウ）日本産水産物に対する輸入規制強化

韓国が2013年9月に福島県を含む8県からの全ての水産物の輸入を禁止する特別措置を決定したことに対し、2015年5月に日本からWTO協定に基づく二国間協議を要請し、6月に協議を実施したが解決に至らなかった。その後、8月にパネル設置を要請し、9月にパネルが設置された。

（３）日本・モンゴル関係

1990年以降、民主化、市場経済化を進め、急速に発展するモンゴルは、石炭、レアメタル等豊富な鉱物資源に恵まれていることから、更なる成長が期待され、我が国にとっても重要な資源国である。

2013年3月に安倍総理がモンゴルに訪問し、同年9月には「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」が策定されるとともに、首脳・閣僚レベルの緊密な往来等により、両国関係は拡大・発展してきている。

安倍総理は2014年7月に「モンゴル・ビジネス・フォーラム」出席のため来日したエルベクドルジ大統領と首脳会談を行い、日本、モンゴルEPA交渉が大筋合意に至ったことを受け、「戦略的パートナーシップ」を更に強化するため、経済分野での協力の強化が重要である点で一致し、今後更に互恵的かつ相互補完的な関係を深めていくことを表明した。また、安倍総理からは、「モンゴルの輸出と産業多角化を促進するための「エルチ・イニシアティブ・プラス」を提案し、モンゴルの中長期的な経済政策の策定を後押しすることを表明した。

安倍総理は2015年10月、総理大臣初となる2度目のモ

ンゴルを訪問し、エルベクドルジ大統領、サイハンビレグ首相、エンフボルド議長と会談した。頻繁な首脳往来による「戦略的パートナーシップ」発展を歓迎し、EPAを通じた両国経済関係の深化を期待することで一致した。

2015年6月には、第7回日本・モンゴル官民合同協議会が開催され、高木陽介経済産業副大臣、中野外務大臣政務官、エルデネバト産業大臣ら官民関係者約170名が参加し、両国間の経済関係強化について話し合われた。また、同日、宮沢経済産業大臣がエルデネバト産業大臣と会談し、産業及び貿易投資促進のための協力覚書に署名した。

（４）日本・インド関係

富裕層・中間層の拡大や急速な都市化の進展等によりインドは市場及び製造拠点としての魅力が高まっている。インドへ進出する日系企業は急速に増加しており、近年我が国との関係も急速に緊密の度を増している。

こうした中、2014年5月にインドにおいて政権交代が起こり、ナレンドラ・モディ首相率いるインド人民党（BJP）による新政権が誕生した。2014年9月、モディ首相による、インド周辺国を除いた初の外遊先として日本を訪問。安倍総理と首脳会談を実施し、今後5年以内に、日本の対印直接投資とインドに進出する日系企業数を倍増する目標の設定及びインドに対しODAを含む3.5兆円規模の日本からの官民投融資の実現等に合意した。また、2015年4月に宮澤経済産業大臣が訪印し、高速鉄道計画への新幹線システムの導入を働きかけると共に、「日本工業団地」の11の候補地点やインド太平洋経済統合の推進、日本企業によるインドIT人材の活用推進等について合意した。さらに、2015年12月には安倍総理が訪印し、日印新時代の道しるべとなる「日印ヴィジョン2025 特別戦略的グローバル・パートナーシップ インドと太平洋地域と世界の平和と繁栄のための協働」に署名した。

（ア）デリー・ムンバイ、チェンナイ・バンガロール産業大動脈構想

デリー・ムンバイ産業大動脈構想（DMIC）、チェンナイ・バンガロール産業大動脈構想（CBIC）実現のため、インド北西部、南部における産業集積を促進した。各種の政策を有機的に促進することにより、当該エリアのインフラ整備やインセンティブ設計などを実現し、日本企業がビジネスを行いやすい環境整備の早期実現を目指して

いる。具体的には、「日本工業団地」の促進等の各種政策を継続的かつ効果的に展開していくことによって投資環境整備を加速する。また、DMIC、CBICエリアにおける各種の個別案件について、中央・州政府との政策対話の枠組み等を積極的に活用し課題解決を行っている。

(イ) 「日本工業団地」の開発

インド市場の魅力が高まる一方で電力の安定供給等、投資環境整備が喫緊の課題となっている。これらの課題の解決に向けて、経済産業省として「日本工業団地」の開発を促進。2014年9月の首脳会談において「SEZ（特別経済区）やNIMZ（国家投資・製造業地域）並の企業への投資インセンティブを備えた『日本工業団地』」の開発に合意した。中央政府、関係州政府と連携し、「日本工業団地」開発を行うことで、土地収用、インフラ整備等のビジネス上の課題解決を目指している。2015年12月日印首脳会談においては、12の日本工業団地の候補地点に合意するとともに日本企業の投資を促進するため、日本工業団地向けの「スペシャル・パッケージ」を日印で策定することに合意した。

(ウ) 重要州との連携

ビジネス環境整備に関連する州政府の大きな権限（土地収用、インフラ整備、許認可、税制）を踏まえ、日系企業の集積する戦略州との連携を強化。アンドラ・プラデシュ州、グジャラート州、カルナタカ州、ラジャスタン州、タミルナドゥ州と政策協議等の場を立ち上げ、日系企業の投資・進出促進、ビジネス環境整備について議論した。ハイレベルでの会談等を積極的に実施し、投資環境整備の加速化を図った。特に、新州都建設を進めるアンドラ・プラデシュ州については、日系企業の進出に経済産業省としても積極的に関わっており、2015年10月に開催されたアマラヴァティ建設礎式に高木経済産業副大臣が出席した。

(エ) 「ジャパン・プラス」

2014年10月に、インド政府内に日本企業専用相談窓口「ジャパン・プラス」を設置。経済産業省から責任者（コーディネーター）を派遣し、日本人2名、インド人4名のチームで、首相直轄の組織として日系企業のインドへの投資・進出を支援。関係各省にまたがる案件は、中央政府の内閣次官を議長とする「コア・グループ」会議を活用し、省庁の縦割りを乗り越えて日系企業の課題解決を実施。2015年3月時点で約120社の日系企業が「ジャパン・プ

ラス」に相談・協議を行っており、その後毎月10～20社の日系企業が訪問した。

(5) 日本・豪州関係

2014年7月の安倍総理訪豪により、経済を含む幅広い分野で協力関係の一層の強化が確認されたことを受け、2015年3月に「日豪交流促進会議」が発足。12月のターンブル首相の訪日時共同声明において、イノベーション主導の産業構造の多様化と地方主導の関係緊密化を目的とした同会議の努力を歓迎するとともに、二国間の協力強化への期待が表明された。

2015年1月に発効した日豪経済連携協定に基づき、8月に両国の民間企業、専門家等の参加を得て、経済緊密化に関する小委員会第一回会合が開催され、インフラ、農業、教育、ビジネス環境等幅広い分野につき、両国の取り組みにつき、それぞれ紹介するとともに、意見交換を行った。

2015年6月に宮沢経済産業大臣がアンドリュース国防大臣と地域の安全保障等、同10月には林経済産業大臣はフライデンバーグ資源・エネルギー・北部豪州大臣と資源、エネルギーの諸案件に関する会談を行った。

(6) 日中韓関係

2015年10月、ソウルで第10回日中韓経済貿易大臣会合が約3年半ぶりに開催された。

経済貿易大臣会合では尹相直・韓国産業通商資源部長官が議長を務め、林経済産業大臣、鍾山・中国商務部国際貿易交渉代表（閣僚級）兼副部長が出席し、三カ国間の貿易・投資関係、ITA拡大交渉、日中韓FTA及びRCEP、三国間協力（サプライチェーン連結性向上、国際標準化、知的財産、中小企業、エネルギー等）などについて議論を行った。

また、2015年11月にはソウルで第6回日中韓サミットが約3年半ぶりに開催され日本からは安倍総理大臣、韓国から朴槿恵大統領（議長）、中国から李克強國務院総理、が出席し、三国間協力の進捗と今後の方向性や地域・国際情勢等について議論をした。

(7) 日本・東アジア関係

(ア) 日本、ASEAN関係

2015年8月23日にマレーシア・クアラルンプールにお

いて、第21回日本、ASEAN経済大臣会合が開催され、日本、ASEAN経済協力の今後の方向性について議論が行われた。2015年秋にASEANが決定する今後10年間（2016-2025）のASEAN経済共同体プラン（「ポスト2015ビジョン」）に盛り込むべき内容と、日ASEAN包括的経済連携協定について協議を行った。宮沢経済産業大臣からは、ASEANの中小企業戦略アクションプラン実施に対する日本の支援、具体的には日本の信用保証制度のノウハウの共有などの支援を表明し、ASEAN側から高い期待が示された。また、高性能の石炭火力への資金面での支援について、ASEAN側からも重要性が表明され、改めてASEANにおけるこのような支援のニーズが再認識された。さらに、在ASEAN日本人商工会議所連合会（FJCCIA）より、今後のASEAN経済共同体に向けた要望の説明があり、ASEANはこれを歓迎し、ポスト2015ビジョンに反映することとなった。

（イ）ASEAN+3（日本、中国、韓国）の取組

2015年8月23日にマレーシア・クアラルンプールにおいて、第18回ASEAN+3経済大臣会合が開催された。東アジアビジネスカウンシル（EABC）の要望について、意見交換を実施した。宮沢経済産業大臣から、RCEPの早期妥結の必要性和ビジネスの声を聞くことの重要性を指摘し、各国から賛同を得た。

（ウ）ASEAN+6（日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド）の取組

2015年8月24日にマレーシア・クアラルンプールにおいて、第3回RCEP閣僚会合が開催された。モダリティ（関税の交渉形式）について、実質的な関税交渉を始めるためのイニシャルオファーの水準を中心に交渉を行い、合意に至った。投資分野についても、次回交渉会合までに全ての国がイニシャルオファーを提出することが決まり、物品・投資・サービスの主要三分野において次回交渉会合から実質的な交渉が開始されることとなった。また、交渉妥結目標については、引き続き2015年末までの交渉妥結を目指すことを閣僚間で再確認した。

（エ）ASEAN+8（日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド、米国、ロシア）の取組

2015年8月24日にマレーシア・クアラルンプールにおいて、第3回東アジア（ASEAN+日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド、米国、ロシア）経済大

臣会合が開催された。東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）から日本提唱の「質の高いインフラ」の理念を盛り込んだ「アジア総合開発計画（CADP）2.0」が報告された。また、山際経済産業副大臣からは2015年5月に安倍総理から発表された「質の高いインフラパートナーシップ」について説明し、各国から理解が得られた。

（オ）日本・メコン関係

2015年8月24日にマレーシア・クアラルンプールにおいて、第7回日メコン（日本、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びタイ）経済大臣会合が開催された。概要は以下の通り。

[1]2012年の第4回日本、メコン経済大臣会合で採択されたメコン開発ロードマップにつき、カンボジアのネアックルン橋の開通やラオス国道9号線の改修など、ハードインフラの改善を中心とした、メコン地域の事業環境の改善等を確認し、その成果として日メコン間の貿易投資の着実な進展を確認した。

[2]メコン地域の発展に向けて、各国独自の強みを生かし相互補完することによる産業高度化、バリュー・チェーン強化を行う、周辺国との「Specialization & Collaboration」の考えのもと策定された、日メコンの中長期的経済協力の枠組みである「メコン産業開発ビジョン」を採択した。また、日本、ASEAN経済産業協力委員会（AMEICC）西東回廊開発作業部会（WEC-WG）に対し、日本、メコンの関係各省庁、産業界および関係機関と連携し、本ビジョンを実現するための具体的な取組をまとめた「ワーク・プログラム」についての議論を深め、2016年夏を目処に策定するよう、委任した。

（カ）東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）

東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）は、2008年の設立以来、「経済統合の深化」、「経済格差の是正」及び「持続的経済成長」を主要な政策分野とする調査・研究、成果普及、政策提言等を実施しており、東アジア首脳会議等の場を活用した政策の実現を目指している。

2015年8月の東アジアサミット経済大臣会合において、「ASEAN連結性マスタープラン（MPAC）2015」の理論的基礎となった「アジア総合開発計画」の改訂版「アジア総合開発計画（CADP）2.0」を報告、これはアセアン連結性を強化すべくASEAN連結性調整委員会（ACCC）において検討が進められている「MPAC2025」

の議論に貢献するべく、同委員会においても報告された。

また2014年度に出版した2015年以降のASEAN経済共同体の絵姿を策定する「ASEAN Rising」の主要要素が2015年11月に開催された第26回ASEANサミットにおいて採択された「ASEAN経済共同体（AEC）ブループリント2025」の基礎的文書として活用されたとともに、本年、ASEAN事務局とともにASEAN社会文化共同体（ASCC）の進捗状況と課題を取りまとめた「Framing ASEAN Socio-Cultural Community Post-2015」も「ASCCブループリント2025」の重要な参考書となるなどASEAN共同体2015の設立及びASEAN共同体ビジョン2025の策定に大きく貢献した。

これらERIAの活動については、ASEANや東アジアの経済関係及び首脳からも高く評価されており、引き続き、ERIAがASEAN首脳会合・東アジア首脳会合などに貢献していくことが期待されている。

（キ）その他の二国間関係

（A）日本・インドネシア関係

2015年8月12日、ジョコ・ウィドド大統領は内閣改組を発表。経済関係閣僚では、経済担当調整大臣にダルミン・ナスティオン氏、商業大臣にトーマス・レンボン氏が就任。2015年11月24日、林経済産業大臣はジャカルタを訪問し両新大臣と会談した。ダルミン経済担当調整大臣とは、高度ものづくり人材の育成支援、東部ジャカルタ新港湾について議論し、トーマス商業大臣とは、インドネシアのTPP参加やRCEP交渉の進展について議論した。

（B）日本・ベトナム関係

2011年1月、ベトナム共産党にて社会経済開発10か年戦略の中で「2020年までに工業国化を達成する」目標が決定された。2011年10月にズン首相が訪日した際、日ベトナム共同首脳声明に署名し、ベトナム工業化戦略への日本の協力及びベトナム副首相が主宰するハイレベル委員会の設置に合意した。我が国は外国政府として唯一のパートナーとして、(1)2020年までのベトナム工業化に向けた戦略産業案の策定（産業を選択・集中的に創設・強化する方針）、(2)行動計画の策定、(3)ベトナム政府・首相又は副首相の決定を得た上、工業化に向けた政策の実装に関して協力。2011年9月には日越間の作業部会を設置し、2011年10月にズン首相が

来日した際に署名した日ベトナム共同首脳声明においてベトナム工業化戦略への日本の協力及びベトナム副首相が主宰するハイレベル委員会の設置に合意した。

2014年には7月、電子、農水産品加工、環境・省エネ、農業機械の4業種の行動計画が、同年10月には、造船業種の行動計画が、2015年には自動車・同部品産業の行動計画がズン首相により承認。

また、2015年7月、宮沢経済産業大臣とホアン商工大臣とで、両大臣が共同議長となり両省の産業・貿易・エネルギー分野に関する懸案事項を協議する「日越産業・貿易・エネルギー協力委員会」の設置に関する覚書に署名。同年3月には、林経済産業大臣が訪越し、第1回日ベトナム産業・貿易・エネルギー協力委員会を開催。

2015年9月、グエン・フー・チョン・ベトナム共産党中央執行委員会書記長が公賓として訪日。安倍総理とも会談し、日越関係に関する共同ビジョン声明を释放出した。

（C）日本・タイ関係

2015年11月に、菅内閣官房長官とソムキット副首相を議長として、双方閣僚同席の下、ハイレベル合同委員会を開催し、日タイ両国間の貿易、投資及び経済協力等につき幅広く議論した。

（D）日本・ミャンマー関係

2015年11月の総選挙において、アウン・サン・スー・チー議長率いる国民民主連盟（NLD）が全議席の6割弱を獲得し勝利。2015年3月にはティン・チョウ大統領の下、新政権が発足し、アウン・サン・スー・チー氏は、国家最高顧問、外務大臣及び大統領府付大臣に就任。

5. 2. 米州関係

（1）日本・米国関係

2015年4月、ワシントンD. C. 出張中の安倍総理は、オバマ大統領と日米首脳会談を行った。

安倍総理より、米議会でのTPAの審議が進展していることを歓迎し、オバマ大統領の努力を評価する旨述べた。両首脳は、TPPは地域の経済的繁栄のみならず、安全保障にも資するなど、戦略的意義を持つことを改めて確認した。安倍総理より、先日行われた甘利TPP担当大臣とフ

ロマン通商代表の交渉に触れ、日米間の残された課題について前進があったことを歓迎する旨述べた。両首脳は、日米間の協議の進展はＴＰＰ全体の妥結の大きな推進力となることを確認し、日米が交渉をリードし、早期妥結に導いていくことで一致した。

2015 年 5 月、ＡＰＥＣ貿易大臣会合出席のためボラカイ島出張中の宮沢経済産業大臣はフロマン通商代表と会談を行った。

両者は、ＩＴＡ拡大交渉における協力等について意見交換を行った。また、ＴＰＰについては、12 か国でできるだけ早期に合意を達成できるよう、日米で協力していくことを確認した。さらに、ＴＰＡを下院で速やかに成立させるための努力を継続するとの発言があった。

2015 年 11 月、ＡＰＥＣ閣僚会議に出席するためマニラ出張中の林経済産業大臣は、フロマン通商代表と会談を行った。

両者は、ＴＰＰについて大筋合意に至ったことは日米協力の大きな成果であることを確認した。

また、世界経済が減速する中で、保護主義的措置の抑制や保護主義の原因となっている過剰設備の解消に向けた国内の構造改革を進めることが必要ということで一致した。

さらに、ＷＴＯ交渉については、ナイロビの閣僚会議（ＭＣ１０）で、ドーハ・ラウンドのうち可能な分野で合意を目指すと共に、ＩＴＡ拡大や環境物品も成果とすることが重要であることを確認した。

2015 年 12 月、第 10 回ＷＴＯ閣僚会議に出席するためナイロビ出張中の林経済産業大臣は、フロマン通商代表と会談を行った。両者は、日米で連携しながらＩＴＡ拡大交渉の最終妥結やＴＰＰの大筋合意を導くことができたことを確認した。環境物品交渉やＴｉＳＡ（新たなサービス貿易協定）交渉については、共に来年早々の交渉妥結を目指し、今後とも日米の連携を強化していくことを確認した。

2016 年 3 月、核セキュリティ・サミットに出席するためワシントンＤ．Ｃ．出張中の安倍総理は、オバマ大統領と日米首脳会談を行った。オバマ大統領から、ＴＰＰは最優先の議案案件として取り組んでいる旨の発言があり、両首脳は、ＴＰＰ協定の早期発効を実現すべく、共に努力を続けていくことで一致した。

（２）日本・カナダ関係

2015 年 11 月、ＡＰＥＣ首脳会議出席のためマニラ出張中の安倍総理は、トルドー首相との間で日加首脳会談を行った。両首脳は、共に自由貿易を支持し、ＴＰＰが地域の貿易、投資及び経済成長を促進するものであるとの認識で一致した。安倍総理から、カナダからのＬＮＧ輸出の早期実現やビジネス環境改善に向けた協力を期待する旨述べ、トルドー首相からは、ＬＮＧを含むエネルギーはカナダにとって重要な産業であり、同分野への日本の投資を歓迎する旨の発言があった。

2016 年 3 月、核セキュリティ・サミットに出席するためワシントンＤ．Ｃ．出張中の安倍総理は、トルドー首相と日加首脳会談を行った。安倍総理から、カナダからのＬＮＧ輸出の早期実現やビジネス環境改善に向けた協力を引き続き期待する旨述べたのに対し、トルドー首相は、前向きな結果が得られるよう努力したい旨述べた。また、両首脳は、ＴＰＰについて国内での議論を進めていくことで一致した。

（３）日本・中南米関係

（ア）日本・メキシコ関係

2015 年 7 月、日墨ＥＰＡ発効 10 周年を記念したセミナーが東京で開催された。

2015 年 8 月、第 8 回日墨ＥＰＡビジネス環境整備委員会が開催された。日本側からは治安対策や出入国管理など進出日系企業のビジネス環境整備に関する課題を取り上げるとともに、経済産業省が太平洋同盟への協力の一環として実施しているラサロ・カルデナス港の調査について紹介した。

（イ）日本・ブラジル関係

2015 年 9 月、第 3 回日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会を開催し、2014 年 8 月の安倍総理の訪伯のフォローアップ、ブラジルにおけるビジネス環境の改善及び両国の発展のための産業協力について意見交換を行い、当該合同委員会のフォローアップ機能としての中間会合を設置することに合意し、中間会合を 2016 年 2 月に開催した。

新興国市場開拓等事業費補助金（ロビイング活動支援事業）にて、昨年度に続き在ブラジル日本商工会議所に機能強化委員会が設立され、ブラジル政府開発商工省との間で政策対話を設置することに合意し、両国経済の繁栄のため

のブラジル側への政策提言書（AGIR: Action plan for Greater Investment Realization）の実現に向け、3回政策対話を開催した。

また、新興国市場開拓等事業費補助金（ミッション・見本市等出展支援事業）にて、ブラジルへの進出や販路・調達拡大を目指す自動車部品メーカーや機械設備メーカーを対象に、ブラジルで自動車部品相談会を開催した。

（ウ）日本・チリ関係

チリへの投資は、日チリEPA発足以降、大きく増加しており、2011年から2013年の3年連続で我が国はチリへの最大の投資国となった。特に、鉱業分野での関係は深く、我が国の銅精鉱輸入量の約半分をチリから輸入している。

2015年5月、低炭素成長を達成するため、二国間クレジット制度の構築に、南米として初めて合意。

（エ）日本・キューバ関係

2015年11月に、カブリスス閣僚評議会副議長が訪日し、北村経済産業大臣政務官と会談を実施。また、日本を含む主要債権国14カ国は、2015年12月キューバの中長期債務の再編の枠組み等で合意（パリクラブ合意）。

米国との国交回復を機に、日本企業のキューバビジネスへの関心が高まりつつある。

5. 3. 欧州・ロシア関係

（1）日本、欧州関係

欧州連合（EU）は、2016年3月現在28か国が加盟、人口約5.1億人、GDPは世界全体の約2.2割を占める政治・経済統合体である。EUは、域外に対する統一的な通商政策を実施する世界最大の単一市場であり、単一通貨のユーロには、19か国が参加している。我が国とEUは、民主主義や市場経済という基本的価値観を共有するとともに、高い技術やイノベーションを有するグローバルパートナーである。

EU経済は、低原油価格、ユーロ安、金融政策による支援、難民流入に伴う公共支出増など、多くの好調要因の後押しを受けているものの、新興国経済低迷や地政学的緊張の影響を受け、結果として中程度の成長となっており、今後も引き続き注視する必要がある。

EUは、エネルギー・環境問題などグローバルな課題への対応に大きな影響力を有しており、我が国がEU及びEUを構成する国々との間で戦略的な関係を構築していく

ことが重要である。

また、EUの東方拡大に伴い東欧諸国はその戦略的重要性を増しており、EU未加盟国も含めた東欧諸国との経済関係は、日系企業の進出などを通じて、より緊密なものとなっている。

良好な日欧経済関係を維持することは、日欧双方及び世界経済の発展のために不可欠であり、日EU経済連携協定（EPA: Economic Partnership Agreement）を通じた日欧経済関係の強化やグローバルな課題に対する日欧共同での取組は、近年、更に重要となっている。

（ア）日EU定期首脳協議等

日・EU間では、首脳協議が定期的に行われており、随時懸案事項について意見交換を行っている。

第23回日・EU定期首脳協議（日・EUサミット）結果概要については以下に述べる。

第23回日・EU定期首脳協議（日・EUサミット）が、2015年5月29日、東京において開催された。我が国からは、安倍総理、EU側からはドナルド・トゥスク欧州理事会議長、ジャン＝クロード・ユンカー欧州委員会委員長等が出席した。今次協議の成果は以下のとおり。協議の成果として、共同プレス声明を発出した。

1. 安全保障分野での協力の拡大：日本の「平和安全法制」について説明し、EU側首脳から支持・賛同が表明された。また、日EU首脳は、ニジェール、マリにおいて治安改善のためのミッションに関する日EU間の具体的連携が進んでいることなどを歓迎するとともに、連携を一層進めていくことで一致。
2. 経済分野の協力強化：日EU・EPAについて、日EU首脳は、スピードと質の両方を重視しつつ、2015年中の大筋合意を目指し、交渉を更に加速させていくことで一致。さらに、安倍総理から、日本産食品等輸入規制につき、科学的根拠に基づく緩和・撤廃を要請したほか、エネルギー協力等の分野でもEUとの間で協力したい旨述べた。
3. その他の分野別協力：日EU首脳は、海洋、宇宙、サイバー等のグローバルコモンズ、人道支援の分野でも協力を深めることで一致。また、日EU首脳は、科学技術分野で一層の協力を進めることを確認し。新たな戦略的パートナーシップに向けた共同ビジョンの採択、次世代通信ネットワークに関する共同宣言及び日EU

間の研究者交流に関する覚書の署名を歓迎。

(イ) 日EU間の通商政策・産業政策に関する対話・協力の仕組み

(A) 日欧産業協力センター

1986年に開催された日EC閣僚会合における通商産業省（当時）と欧州委員会との合意に基づき日欧産業協力センターが設立され、1987年より事業を開始した。日本とEUの貿易・投資活性化、経済関係の緊密化を目指し、日EUにおける産業協力を促進するため、以下の事業を実施している。

(a) 日EU経済連携強化事業

日EUの経済連携の深化に向けて、日・EU双方が関心を有する個別政策分野ごとにセミナーを実施。2015年度は、知的財産、循環型経済の動向等をテーマに、国内でのセミナーを計4回開催し約460名が参加、また欧州において計5回のセミナーを開催し、約560名が参加。

(b) 日EUビジネス・ラウンド・テーブル開催

日・EUの双方の主な民間企業のCEOが参加し、ビジネス環境の整備及び貿易投資の円滑化を目的として、2015年4月27日～28日の2日間、ブラッセルにおいて「日EUビジネス・ラウンド・テーブル（BRT）」本会合を開催（詳細後述）。本会合の事務局を担当。

(c) 研修生派遣事業（Vulcanus Program）

日EU間の人的交流の活発化を通じて産業協力を推進すべく、理工系の学部学生・大学院生を相互に派遣し、企業において研修を実施。2015年度は、計23名の学生をEU6か国に派遣した。1996年度の事業開始以来、EU諸国へ派遣した学生数は計376名に達している。

(d) EPA交渉促進・市場参入促進事業

日EU・EPA交渉開始に伴い、EU側からの対日本要求事項の1つである「我が国政府調達市場の透明性向上」に資する事業として、地方自治体等の調達情報を中小企業庁の官公需ポータルサイトを通じて、英語で提供した。

(B) 日EUビジネス・ラウンド・テーブル（BRT）

日EU産業界の対話・両政府への政策提言の場として1999年に設置された日EU・BRTについては、2015

年4月27日～28日に第17回会合を東京で開催。経済産業省からは関経済産業大臣政務官が出席。欧州からはカレハ欧州委員会企業・産業総局長が出席。4つの専門家会合（1. EPA、2. 規制協力、3. エネルギー・気候変動、4. 日EU交通・輸送分野の協力、）にて提言内容が議論され、BRT議長より日欧首脳へ提言書が提出された。

(C) その他（日EU産業政策対話）

日EU間の産業政策やビジネス環境整備推進等に関する意見交換、及び、産業協力の進展のレビューを目的に、「日EU産業政策対話」を開催している。

双方の産業政策の紹介、産業協力の促進、規制障壁への要請、日EU・BRTの今後、日欧産業協力センターの取組の紹介等について議論が行われている。

(ウ) 日欧二国間関係

日欧二国間では、EU主要国を含む各国との閣僚レベルでの往来や、事務レベルでの定期協議等を通じて、関係の強化を図っている。

(A) 日仏関係

2015年10月にマニュエル・ヴァルス首相が訪日し、安倍総理と会談。「イノベーションに関する日仏両政府による共同宣言」、「アフリカにおける持続可能な開発、保健及び安全のための日仏計画」を発出し、イノベーション、原子力協力、アフリカにおける協力という3つの分野を中心に、二国間の協力関係をさらに強化していくことで一致。

2015年11月には、来日したシュヴァイツァー外相特別代表と鈴木淳司経済産業副大臣が会談。アフリカにおける日仏協力や日EU・EPAの推進について議論を行った。

同月、COP21出席のためにパリを訪問した安倍総理はフランソワ・オランド大統領と会談。気候変動やテロ対策等について意見交換を行なった。

2015年12月3日に、経済・産業・デジタル省との間で、第29回日仏産業協力委員会を東京で開催し、繊維、ロボット、スマコミ/スマグリ3WGの進捗を確認し、IoT分野での新しい協力の可能性について議論した。

(B) 日独関係

日独間では、2015年6月に安倍内閣総理大臣がG7首脳会合出席のため訪独した際にメルケル首相との日

独首脳会談が行われ、G 7 次期議長国について、また日独中小・中堅企業間の交流促進や日 E U ・ E P A の推進について確認した。

2015 年 7 月には、同年 3 月の首脳会談で合意した中小・中堅企業協力について、日本から機械・自動車部品分野及び医療機器分野の中小・中堅企業ミッション（計 16 社）をドイツに派遣し、企業間のネットワーク構築やビジネス交流の促進を図った。

また、2015 年 11 月に、G20 サミット出席のため安倍総理がトルコを訪問した際、メルケル首相と日独首脳会談が行われ、ウクライナ情勢や安全保障分野における国際貢献の推進などについて確認した。

(C) 日英関係

日英間では、2015 年 6 月、G 7 に出席するため安倍総理訪独に際し、キャメロン首相と日英首脳会談が行われるとともに、経済分野については、両首脳から、日 E U ・ E P A の本年中の大筋合意を目標にすることで一致した。

また、2015 年 6 月にモード・ビジネス・イノベーション・技能省閣外大臣と高木経済産業副大臣が会談し、日 E U ・ E P A 等について意見交換を行った。

(D) 日伊関係

日伊間では、2015 年 11 月に仙台で開催された第 27 回日伊ビジネスグループ（I J B G）合同会議において、日伊間の「航空・交通」「イノベーション」「食」の分野についてセッションが行われ共同コミュニケにおいて、日 E U ・ E P A の包括的な合意の達成に向けて、両国政府及び産業界に対して積極的な働きかけを行うことが表明された。

また、2015 年 8 月、レンツィ首相が訪日し、日伊首脳会談が行われるとともに、両首脳から、共同プレスリリースが発出され、安全保障分野での協力の確認、日 E U ・ E P A / S P A の早期締結の重要性のほか、来年は日伊国交 150 周年の節目にあたり、経済、文化、スポーツ等の交流拡大が表明された。

(2) A S E M

A S E M（アジア欧州会合：Asia-Europe Meeting「A S E M」）は、アジア側参加メンバー（21 か国 1 機関）、欧州側参加メンバー（30 か国と 1 機関）が参加するフォーラムであり、アジアと欧州の政治・経済・文化といった

広範な分野にわたる協力を推進する目的で、1996 年に設立された。首脳会合は 2 年に 1 度開催されている。2015 年 12 月、第 12 回 A S E M 外相会合がバルクセンプルクで開催され、議長声明には気候変動、防災・災害管理等が盛り込まれた。

(3) 日本・ロシア・中央アジア・コーカサス関係

(ア) 日本・ロシア関係

2015 年 4 月、2009 年に日本とロシアの間で合意された「省エネルギー及び再生可能エネルギーの分野における協力に関する日本国経済産業省とロシア連邦エネルギー省との間の覚書」に基づき、ウラジオストクにて第 4 回日露省エネルギー・再生可能エネルギー共同委員会を開催した。独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）によるロシアにおける省エネ・再エネ分野における実証事業をはじめとした両国共同事業の進捗の確認や、我が国民間企業が強みを有する熱電併給技術、スマートグリッド、地熱発電などの省エネ・再エネ分野の取り組みを紹介し、特に極東地域における日露間での協力事業の可能性などが議論された。

経済産業省の補助事業を通じ、2015 年 6 月に開催された第 19 回サンクトペテルブルグ国際経済フォーラム（S P I E F）では、初めて日露二国間セッションとして、日露ビジネスラウンドテーブル「ロシアと日本：ビジネス協力の展望」が行われた他、同年 9 月にウラジオストクで開催された第 1 回東方経済フォーラムでも「日本とロシア：ロシア極東への日本の投資の可能性」と題する二国間セッションが開催される等、日露二国間のビジネス交流が深化した。

中小企業協力分野においては、2013 年 12 月の茂木経済産業大臣のロシア訪問の際にロシア経済発展省との間で締結した覚書に基づき、2015 年 6 月に第 3 回「中小企業協力に関する日露会合」を東京において開催し、ロシア側の関心に基づき、日本の中小企業に対する金融支援策について説明を行い、中小企業政策に関する議論を深めた。

2015 年 11 月フィリピン（マニラ）で開催された A P E C 閣僚会議の際には、林経済産業大臣がウリュカエフ経済発展大臣と会談し、日露間の経済関係の強化に向けて引き続き協力していくことを確認した。また、中小企業協力に

関し、2013 年に締結した経済産業省とロシア経済発展省の間の協力覚書の延長に合意した。

2016 年 2 月、マントウロフ産業商務大臣が訪日し、林経済産業大臣との間で、産業分野における協力を推進するため、両省の高級事務レベルによる産業政策対話（貿易経済に関する日露政府間委員会 産業分野における協力に関する分科会）を定期的に行うことを内容とする覚書を締結した。同大臣の訪日にあわせ、ビジネスフォーラム「日ロ・貿易産業対話」を開催したところ、日露両国から約 600 名の参加があり、「日ロ間における共同プロジェクト：新たな機会と展望」、「製造分野におけるイノベーション：日本企業の経験」、「医療・製薬分野における協力」、「インフラ近代化分野における日ロ協力」及び「協力における優先課題」をテーマに日露両国の官民代表による活発な議論が行われた。

（イ）日本と中央アジア・コーカサス諸国との関係

日本と中央アジア・コーカサス各国は、貿易・投資環境整備や経済交流の活性化を図るため、経済会議の開催など二国間の経済対話を実施している。

2015 年 6 月、山際経済産業副大臣は、二国間経済関係の強化に向けた政府要人との会談や日本トルクメニスタン・ビジネスフォーラムへの出席のため、トルクメニスタンを訪問した。ベルディムハメドフ大統領との会談において、同国の豊富な天然ガスの産出を背景に検討されている石油ガス化学関連プラント、発電所、交通インフラ案件への日本企業の参画に向け、大統領の支援を要請したほか、今後両国の経済協力関係を拡大していくことを確認した。また、日本とトルクメニスタンのビジネスの促進に向け、山際副大臣、ホジャムハメドフ副首相（エネルギー担当）等の閣僚級を含むトルクメニスタン政府関係者、両国の企業参加者等約 100 名が参加したビジネスフォーラムが開催された。このなかで、山際副大臣は、両国の経済関係のさらなる拡大や具体的なビジネスの結実に対する期待が述べられ、ホジャムハメドフ副首相からは、日本企業が有する技術の信頼性の高さや今後の投資に対する期待が表明された。

2015 年 10 月、安倍総理は民間企業ミッションとともに中央アジア 5 カ国を訪問した。ウズベキスタン、カザフスタンは日本の総理大臣として 9 年ぶり、トルクメニスタン、キルギス、タジキスタンは日本の総理大臣として初めての

訪問となった。

この訪問期間中、トルクメニスタンとの関係では、安倍総理はベルディムハメドフ大統領と首脳会談を行い、トルクメニスタンの産業多角化に対する日本の協力について議論された。またウズベキスタンとの関係では、安倍総理はカリモフ大統領と首脳会談を行い、ウズベキスタンの経済行動改革を支持するとともに、今後も官民で連携して協力していきたい旨を表明した。さらに、両国間の経済プロジェクトの進展に言及しつつ、さらなる日本企業の進出のために、ウズベキスタンのビジネス環境を整備するよう要請した。

さらにカザフスタンとの関係では、安倍総理が、ナザルバエフ大統領との首脳会談を行い、大統領から資源国である同国が、資源に依存しない経済を作ることの重要性、日本との技術面での協力への期待について言及があるとともに、原子力分野の引き続きの協力について、意見交換がなされた。

また、訪問期間中、トルクメニスタン、ウズベキスタン、カザフスタンのそれぞれの国でビジネスフォーラムが開催され、安倍総理が挨拶をしたほか、両国の官民経済関係者が参加し、二国間の経済関係強化に関する活発な意見交換が行われた。

5. 4. 中東・アフリカ諸国関係

（1）日・中東／北アフリカ地域

（ア）総論

中東・北アフリカ地域は大成市場である一方で、文化的・地理的要因から我が国企業の進出が相対的に遅れている市場でもある。日本としては、産業多角化・雇用創出に関する協力を中心として官民一体となって日本企業の進出促進を図るほか、官民ハイレベルが参加する対話の場を設定し、緊密な協力関係の構築を図ってきた。その結果、中東・北アフリカ地域への我が国企業の進出及び同地域からの石油資源の安定的な確保に繋がっている。

（イ）二国間関係

サウジアラビアについては、2007 年に設立された産業協力の枠組みである「日本・サウジアラビア産業協力合同タスクフォース」における活動を通じて、9 案件の投資の実現、3 つの研修所の設立・運営、中小企業政策立案を支援した。

2015 年 5 月、宮沢経済産業大臣が、訪日したファキーフ経済企画大臣との会談を通じて両国の経済関係強化を確認した。2016 年 1 月には高木経済産業副大臣がサウジアラビアを訪問し、主要閣僚との会談を通じて原油の安定供給に向けた協力を含め、両国の経済関係を更に発展させるべく取り組むことを確認した。

アラブ首長国連邦については、2015 年 1 月、宮沢経済産業大臣の UAE（アブダビ）訪問、同年 2 月の高木経済産業副大臣の同国訪問での協議を含む累次の働きかけを通じて、同年 4 月には、UAE（アブダビ）の陸上油田権益の獲得に至った。同年 9 月には、マンスーリ経済大臣が訪日し、宮沢経済産業大臣が会談、インフラプロジェクトへの日本企業の更なる参画に向けた働きかけ等を行う貴重な機会となった。さらに、同年 11 月、2016 年 1 月には高木経済産業副大臣が UAE を訪問し、アブダビ国際石油展示会議（ADIPEC）やワールド・フューチャー・エナジー・サミット（WFES）など世界最大級の展示会に参加するとともに、政府要人との間で、エネルギーを始めとする幅広い分野での協力を一層推進していくことを確認した。

クウェートについては、2015 年 5 月には山際経済産業副大臣がクウェートを訪問し同国ジャサル電力・水省との間で電力・水分野の協力覚書の署名が行われ、さらに同年 11 月には高木経済産業副大臣が同国を訪問し、アブル住宅担当兼公共事業大臣及びブーシャハリ電力・水省次官との会談を通じて、インフラプロジェクトへの日本企業の更なる参画に向けた働きかけ等を行う貴重な機会となった。

オマーンについては、2015 年 5 月に山際副大臣がオマーンを訪問し、ルムヒー石油・ガス大臣と会談し、日本との人的交流の活発化や両国間のエネルギー関係の強化に向けて取り組んでいくことで、これまでの友好関係を基にさらに関係を強化していくことを確認する機会となった。

バーレーンについては、2015 年 5 月に山際副大臣がバーレーンを訪問し、ムハンマド皇太子政治・経済顧問との会談を行った。バーレーンに進出する我が国企業の支援を継続し、我が国企業からのさらなる投資を促進することで、日本への原油の輸出や日本からの製品の輸入といった貿易関係にとどまらない幅広い分野で経済関係を強化していく意向が表明され、両国が引き続き経済関係強化に向け

協力していくことで認識が一致した。

カタールについては、2015 年 9 月、アル・サダ・エネルギー工業大臣訪日時に開催された LNG 産消会議 2015 や日・カタール合同経済委員会といった場を通じて、我が国への天然ガスの安定供給を始めとする経済関係の更なる強化に向けた意見交換が行われた。

イラクについては、2016 年 2 月にマフディ石油大臣が訪日、林経済産業大臣との会談が実施され、両国の経済関係強化に関する意見交換が行われた。

トルコについては、2015 年 10 月のエルドアン大統領の訪日に続いて、同年 11 月には安倍総理が G20 サミットを前にイスタンブールを訪問、首脳会談を実施したほか、日本・トルコビジネスフォーラム（主催：JETRO、共催：DEIK（対外経済評議会））を開催し、JETRO が現地経済団体との協力関係強化に関する覚書を締結した。また、同年 10 月には高木経済産業副大臣が G20 エネルギー・貿易大臣会合のためトルコに出張、ゼイベキチ経済大臣と会談したほか、同年 12 月、林経済産業大臣のケニア出張（WTO 閣僚会合）の機会を捉えて後任のエリタシュ経済大臣と会談を行い、投資・貿易関係強化に向けた意見交換に加えて、日本企業によるトルコのインフラプロジェクトへの更なる参画に向けた働きかけを行った。

イスラエルについては、2015 年 12 月にパリで行われた日イスラエル首脳会談において、両首脳は昨年首脳会談以降大きな進展を見せている二国間経済関係について、産業分野の研究開発協力及び日・イスラエル投資協定交渉の進展を確認したほか、大阪におけるイスラエルの貿易事務所の開設を歓迎し、両国経済関係がより一層進展するよう後押しを継続することを確認した。また、2015 年 5 月から日イスラエル投資協定交渉が開始され、同年 12 月に実質合意に達したほか、同年 7 月にはイスラエル経済省との間で「第 1 回日イスラエル経済政策対話」を開催し、両国間の投資・貿易促進に向けた方策、研究開発やサイバーセキュリティ分野での協力、ベンチャー政策等の幅広い分野で意見交換を実施。2016 年 1 月に開催されたサイバーセキュリティ分野の展示会「サイバーテック 2016」（於テルアビブ）に JETRO がジャパンプースを出展、参加した日本企業に多くのビジネスマッチング機会を提供したほか、各種報道でも大きく採り上げられた。

パレスチナについては、2016 年 2 月にアッバス大統領

が訪日、随行したオウデ経済庁長官の参加を得てパレスチナ・ビジネスフォーラム（主催：JETRO、国際協力機構（JICA）、パレスチナ自治政府）が開催され、パレスチナのビジネス環境や、近年発達が著しいICT産業、JICAが支援しているジェリコ農産化工団地の概要等が民間企業に紹介された。

イランについては、2015年7月、イランとEU3（イギリス、フランス、ドイツ）＋3（米国、中国、ロシア）は、核開発問題に関する「包括的共同作業計画（JCPOA：Joint Comprehensive Plan of Action）」を発表し、最終合意に至った。これを受け、2015年8月には山際経済産業副大臣がイランを訪問し、制裁緩和後の日・イラン経済関係を強化すべく同国要人との会談を行った。2016年1月には、イランがJCPOAの定める核関連措置を履行したことをIAEAが検認し、米国及びEUは核関連制裁を停止・一部終了。また、過去の安保理決議の規定が終了し、安保理決議2231号が発効した（「履行の日」）。これに従い、経済産業省としても過去の国連決議に基づき累次に講じてきた諸措置の解除等を行った。2016年2月には、イランからタイエブニア経済財務大臣が訪日。北村経済産業大臣政務官立会いの下、岸田外務大臣との間で日・イラン投資協定の署名を行った。また、経済産業省において、林経済産業大臣、日本貿易保険、国際協力銀行との間でファイナンス・ファシリティの設定およびこれに対するイランの債務保証に係る協力覚書に署名した。

エジプトについては、2015年1月の安倍総理のエジプト訪問に続いて、2016年2月にエルシーシ大統領が訪日、首脳会談を実施したほか、3月2日に「第10回日本・エジプト経済合同委員会会議（エジプト投資セミナー）」が開催された。本会議において、電気、エネルギー及びスエズ運河開発等の分野で計15件の協業覚書が、日本企業とエジプト政府や同国政府関係機関等との間で締結された。また、同日、高木経済産業副大臣がエルシーシ大統領とバイ会談を実施し、両国の経済関係強化に関する意見交換に加えて、日本企業によるエジプトのインフラプロジェクトへの更なる参画に向けた働きかけを行った。

（２）日・アフリカ諸国（サブサハラ地域）

（ア）貿易・経済関係

アフリカは、豊富な天然資源を有し、人口10億を抱え、

インドと同程度の規模を持つ将来性ある地域である。アジアなどの他の途上国の人口増加が鈍化していく中、アフリカ地域は着実に人口増加が続き、2050年には20億人を突破するとの予測もある。また、2015年までの5年間の平均成長率は約5.5%とアジア地域を上回り、今後、巨大なアフリカ経済圏の形成が期待できる。経済産業省としても、アフリカの「信頼できるビジネスパートナー」として、アフリカの経済発展に積極的に貢献していく。

（イ）資源分野の関係強化

2015年5月にはアフリカ16か国の代表団参加の下、「第2回日アフリカ資源大臣会合」を開催した。同会議では、2013年の第1回会合で発表した「日本・アフリカ資源開発促進イニシアティブ」の進捗状況を報告するとともに、従来の資源大臣会合の枠組みから、TICADを活用した首脳レベルでの関係を軸に、各国大臣の個別招聘等による二国間の関係強化を内容とする「日本・アフリカ資源大臣パートナーシップ（JAMP：Japan-Africa Ministerial Partnership for Resources Development）」という新しいステージに進めることを提案・発表し、参加国から賛同を得た。

2016年2月には、北村経済産業大臣政務官が南アフリカを訪問し、「アフリカ鉱山投資会議（マイニング・インダバ）」

（注）に日本政府代表として出席した。日本とアフリカの鉱物資源分野における協力強化を目指して、各国の鉱物資源担当大臣との会談及び講演を行った。

（注）世界から800以上の資源企業、アフリカ20か国以上の政府関係者が出席。2016年は約8000名が参加。北村大臣政務官は、ジンバブエ、ナミビア、マダガスカル、コンゴ民主共和国、南アフリカの5か国の鉱業担当大臣と会談を行った。

（ウ）二国間関係

南アフリカ、ケニア、モザンビーク、エチオピア等の要人訪問の機会を捉え、経済産業省幹部からトップセールスを実施。

南アフリカについては、2015年8月にパンドール科学技術大臣及びマシナ貿易産業副大臣が来日して山際経済産業副大臣と会談を実施し、両国の経済関係強化に向けて意見交換を行った。また、同時期に来日したラマポーザ副大統領を招いてJETRO主催の貿易投資セミナーを開

催した。

ケニアについては、2015 年 8 月にモハメド産業化・企業開発長官の来日時にて関経済産業大臣政務官と会談し、両国の経済関係強化等に向けて意見交換を行った。

エチオピアについては、2015 年 12 月にデブレツィオン副首相が来日して鈴木経済産業副大臣と会談を実施。また、2015 年 12 月のトレサ鉱業・石油・天然ガス大臣の来日時に北村大臣政務官と、2016 年 2 月のアルケベ首相顧問の来日時には鈴木副大臣と会談し、貿易投資促進や経済協力案件について意見交換を行った。

その他、ジェトロはアフリカ 8 か国の投資誘致機関の幹部を日本へ招聘し、日本企業向けセミナーを開催。日本企業に対して、各国の投資環境に関する情報を提供するように働きかけを行うとともに、投資機関間のネットワークを構築した。

6. 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）

（１）沿革

日本貿易振興機構（JETRO）は 2003 年 10 月、日本貿易振興機構法に基づき、前身の日本貿易振興会を引き継いで設立された独立行政法人である。貿易・投資促進と開発途上国研究を通じ、日本の経済・社会の更なる発展への貢献を目指して、日本企業の海外展開支援、外国企業の日本への誘致、アジア等の経済連携強化に資する調査・研究、開発途上国の支援等を実施した。

（２）事業の概要

（ア）対日直接投資の促進

我が国における対日投資促進の中核機関として、海外からの大型案件の誘致や経済波及効果の高い案件の誘致に向けた取組を重点的に実施するとともに、既投資企業に対する長期的なフォローを行い、二次投資を促進した。

2015 年度においては、二次投資案件発掘の専門部署を新設し、外資系企業へ精力的にアプローチしたほか、「国別デスク」を新設して伸びが見込まれる中国・台湾・韓国・シンガポール・米国の案件を海外採用の外国人スタッフが重点的に支援した。

また、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」等で地方への外資誘致について緊急的な対応が求められる中、自治体に対し外国企業誘致施策のフェーズに応

じたメニューを示し協働を提案し、誘致戦略策定、海外での PR 活動、個別企業アプローチ、有望分野でのネットワーキング等の連携を行った。

さらに、米国において安倍総理による日本の魅力を PR するトップセールスの実施や、アジア地域での対日投資セミナーの拡充、日本の投資環境を詳説する報告書（和文・英文）を初めて刊行する等、情報発信強化に努めた。

（イ）農林水産物・食品の輸出促進

「輸出戦略実行委員会」での議論を踏まえつつ、政府、自治体、業界団体等と連携しつつ、農林水産物・食品の輸出を推進した。

具体的には、輸出戦略実行委員会品目別部会・分科会等に委員として参加し、海外マーケット情報の提供、輸出国拡大に向けた提案、品目別輸出団体との連携事業等を実施した。

また、農林水産物輸出上位国及び新興国のマーケット情報、規制情報に関する情報収集・情報提供、ハラールや中国食品安全法に関する各種調査・情報提供を実施した。

さらに、海外で開催される主要な農林水産物・食品分野の見本市への出展支援や海外バイヤーを招へいして行う国内商談会の実施等、商談機会を提供するほか、事業者の商談スキル向上をサポートするためのセミナーやマーケティングスクールの開催等の支援も実施した。

（ウ）中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援

高い技術力を有し、海外市場で十分に勝負できる潜在力を有する中堅・中小企業など我が国企業の海外展開を推進するため、貿易・投資相談への対応、海外バイヤーの招へいや海外における展示会への出展支援など各種支援を実施した。

具体的には、総理等のトップセールスにあわせたビジネス・フォーラム等の実施や、輸出未経験企業に特化した集中サポート・商談会を開催した。また、イノベーションの創出などの促進を後押しするため、革新的な中小・ベンチャー企業によるビジネスモデル構築、資金調達、戦略的パートナー提携、商談を支援する「ジェトロ・イノベーション・プログラム」を新規に実施した。また、ミラノ国際博覧会における日本館の運営においては取組が評価され、日本館が展示部門で金賞を受賞した。

こうした各種輸出支援により、これまで内需に依存していた業界における海外市場開拓意欲を喚起し、また、中小

企業単独では困難な海外市場開拓を強力に後押しし、個別企業の商談や成約に貢献している。

海外進出・在外企業支援については、海外進出や現地での企業経営上の問題等に関する相談対応や現地政府への提言、日本企業専用工業団地の開発への協力や情報発信等を通じて、経済成長著しい新興国における日系企業の海外事業展開を支援するとともに、海外現地の官民支援機関との連携により進出日系企業等の個別課題に対して総合的なサポートを行う「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」による支援を実施している。

日本企業の海外における知的財産の保護活動を支援するために、各国知的財産当局との連携等を通じて、知財権侵害の排除、模倣品取締りによる日本製品のビジネス機会損失の防止等、各種問題の解決に努めた。

また、地域経済活性化を図るため、国内外のネットワークとその機能を活用し、海外調査、ミッション派遣、海外企業・有識者の招へい等によって国内地域と海外地域との産業交流を支援する「地域間交流支援事業(R I T事業)」を実施した。

T P P大筋合意直後、T P Pを活用して海外展開を目指す中堅・中小企業を、日本各地の政府系・企業支援機関が総合的に支援する「新輸出大国コンソーシアム」の事務局となり、政府や関係機関と連携しつつ迅速に支援体制を整備し、中堅・中小企業への情報提供・相談対応などのサービスを開始した。また、T P Pの活用に向け、海外展開を加速する日本のコンビニエンスストアとJ E T R Oが、日本の中堅・中小企業が生産する加工食品、日用品の販路開拓に向けて連携することを目指すため、2016 年1月に、経済産業省に「コンビニエンスストアとJ E T R Oとの連携推進に係る協議会」が設置されたことを受け、2016 年3月にベトナムにて、ベトナム市場視察、食品・日用品企業と、日系を含む現地流通企業との商談会を実施した。

海外ビジネス情報提供については、在外日系企業の活動実態調査など日本企業の海外における活動状況などを定点的に調査し情報提供したほか、イランやキューバの情勢変化に加えて、中国・天津での爆発事故などの突発的な状況事象に対応して機動的に海外情報を収集し、情報提供した。

(エ) 我が国企業活動や通商政策への貢献

世界各地に展開した拠点網、海外の地域・産業等に豊富

な知見を持つ人材、現地政府、企業、研究機関、国際機関等とのネットワーク、アジア経済研究所における地域研究・開発研究の蓄積などの強みを最大限に活用して、調査・分析活動を実施するとともに、国内外政府に向けて積極的な政策提言活動を行い、我が国の企業活動や通商政策等に貢献した。

具体的には、アフリカ主要8カ国の投資誘致機関が一同に会する「第2回アフリカ投資誘致機関フォーラム(A I P F)」を開催し、アフリカ主要8カ国の投資誘致機関に「Japan Desk」を設置させることで合意するなど、通商政策に貢献した。

アジア経済研究所では、他機関と共同・連携研究を進めた。例えば、独自開発した経済地理シミュレーションモデルは、27 年8月にマレーシアで開催された「第3回東アジア経済大臣会合」で東アジア・アセアン経済研究センター(E R I A)が提示した「アジア総合開発計画」の中で活用された。さらに、ラオスの産業立地政策に関する提言書を作成するなど、外国からの依頼に応じた政策提言にも取り組んだ。